

INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

E-mail jalisa@jalisa.info

20-6-906, Araki-town, Shinjuku, Tokyo 160-0007

Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.190 Oct 1, 2016

■Confederation of the Lawyers of Asia and the Pacific (COLAP)

- Confederation of the Lawyers of Asia and the Pacific (COLAP) Launched COLAP Secretary-General Jun SASAMOTO 1
- Let's Participate in the COLAP Japan Committee Tana ISOBE, Lawyer 3
- CONSTITUTION (ORGANISATION OF COLAP ASSOCIATIONS) 5
- Confederation of the Lawyers of Asia and the Pacific (COLAP) condemns Terror Attack in Bangladesh 12
- COLAP statement on the Tribunal Court Decision on the South China Sea 13
- Statement by Democratic Lawyers Association (Pakistan) about the terrorist attack on lawyers in Quetta on 8 August 2016 14
- Commentary on the Spratly Islands Professor Emeritus, Nagoya University Yoshiro MATSUI 15

■The Right to Peace

- UN Draft Declaration on the Right to Peace: Developments Since Adoption by the Human Rights Council Jun SASAMOTO, Japan Committee of International Campaign of the Right to Peace 20
- Declaration on the Right to Peace(A/HRC/32/L.18) 21
- Understanding and Response of European Civil Society (NGOs) to Adoption of the 'Right to Peace' Draft Declaration of the UN Human Rights Council Tatsuo MUTO, Kanto Gakuin University 25
- Remarks on the Occasion of Completing a Study after Adoption of the UN Human Rights Council's 'Right to Peace' Declaration Mika HONJO, Doctor's Course, Seijo University Graduate School 32
- On the Forefront of Research on Countries Without Military Forces (2) Christophe Barbey: Nonmilitarisation and Countries without Armies Akira MAEDA, Professor, Tokyo Zokei University 37

■Migrant Issues

- International Coordinating Committee for Human Rights in the Philippines (ICHRP) General Assembly and International Conference for Peoples' Rights in the Philippines (ICPRP) Yayoi HASEGAWA, Lawyer 41

■New Member

- Yuka MISAWA, Kita-Osaka Law Office 43

■Books Useful for JALISA Activities

- Under the Gazan Sky — No Matter What, Tomorrow Comes and Life Goes on, by Ryoji Fujiwara Aisa KIYOSUE, Associate Professor, Muroran Institute of Technology 46
- Members' Guide to the JALISA Website Book Section 47

■New Column Series: My Involvement with JALISA Activities

- Hidehiko KANBE, JALISA Director/Kwansei Gakuin University 49

■New Column Series: My Thoughts on Article 9

- Yoshiaki ISHIGAKI, Executive Committee Member, "The Nobel Peace Prize for Article 9 of the Japanese Constitution" 51

■Submitted Article

- The Right Against Self-Incrimination in China's 2012 Revised Criminal Procedure Law Koji TAKAHASHI, China University of Political Science, Doctor's Course/Legal Consultant 55

■JALISA Diary

- 66

■Editorial Notes

- 66

INTERJURIST

No.190

2016年10月1日発行

定価1000円

JP番号:01025777

日本国際法律家協会

Email jalisa@jalisa.info

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

■アジア太平洋法律家協会(COLAP)

- アジア太平洋法律家協会(COLAP)動き始める COLAP 事務局長 笹本 潤 1
- COLAP 実行委員会に参加しよう 弁護士 磯部たな 3
- アジア太平洋法律家協会 規約 5
- 声明 アジア太平洋法律家協会(COLAP)はバングラデシュで起きたテロ攻撃を非難する(2016年7月3日) 12
- 南シナ海に関する仲裁裁判所判決に関する声明(2016年7月12日) 13
- パキスタン民主法律家協会による2016年8月8日のクエッタ市(パキスタン)における弁護士に対するテロ攻撃に関する声明(2016年8月10日) 14
- 南シナ海仲裁裁判の判断を読む 名古屋大学名誉教授 松井 芳郎 15

■JALISAの活動

に役立つ書籍紹介

- 『ガザの空の下—それでも明日は来るし人は生きる』室蘭工業大学 大学院工学研究科 准教授 清末 愛砂 46
- JALISA ホームページ「書籍紹介欄」のご案内: 会員向けのお知らせ 47

■連載 JALISAの活動とわたし

- 日本国際法律家協会理事／関西学院大学 神戸秀彦 49

■連載 私は憲法9条をこう考える

- 日本国民が「日本国憲法」を持つ意味 「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員 石垣義昭 51

■投稿論文

- 中国の2012年改正刑事訴訟法における自己負罪拒否特権の実態 中国政法大学 刑事司法学院 博士課程／法律諮詢師(中国政府認定法律コンサルタント) 高橋孝治 55

■活動日誌

■編集後記

- 66
- 66

■平和への権利

- 平和の権利・国連宣言案 ～人権理事会採択後の展開～ 平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会 事務局長 笹本 潤 20
- 2016年7月1日国連人権理事会第32会期で採択された宣言案(A/HRC/32/L.18) 21
- 国連人権理事会における「平和への権利」宣言案の採択に関する欧州市民社会(NGO)の理解と対応について 関東学院大学法学部准教授 武藤 達夫 25
- 国連人権理事会「平和への権利」宣言採択後の調査を終えて 成城大学大学院 博士後期課程 本庄 未佳 32
- 軍隊のない国家研究の最前線(2) ——クリストフ・バーベイ「非軍事化——軍隊のない国家」の紹介 東京造形大学教授 前田 朗 37

■移民問題

- フィリピン人権国際委員会(ICHRP)総会とフィリピン人権国際会議(ICPRP) 弁護士 長谷川 弥生 41

■新会員紹介

- 北大阪総合法律事務所 事務局 三澤 裕香 43

■JALISAマーシャルスタディツアーのお知らせ

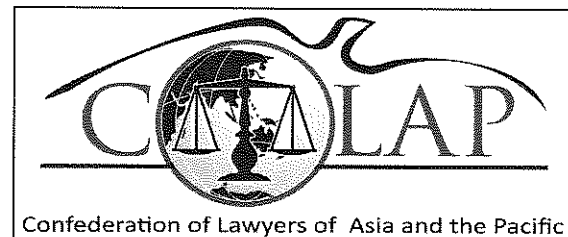
- 45

アジア太平洋法律家協会 (COLAP) 動き始める

COLAP 事務局長 笹本 潤

前号のNo.189でお知らせしたように、2016年6月にネパールにおけるCOLAP-VIにおいて、アジア太平洋法律家協会 (COLAP) が設立された。アジア太平洋法律家協会の正式名称は、Confederation of Lawyers of Asia and the Pacific、略称COLAPで、今まで6回開催されたCOLAPと同じ名称になった。同じCOLAPでも、今までのCOLAPはConference of ~と「会議」の名称だったのが、今度は、Confederation of ~と「団体」の名前になった。慣れ親しんできたCOLAPという名前をそのまま残して発展させたい、という願いが込められている。そして、団体名も、「Association」などよりもゆるやかな組織を表す「Confederation」として、アジアにおける多様な国柄や組織が緩やかに結びつくイメージになっている。

COLAPの会員は基本的には、各国の法律家団体が原則で、COLAP規約 (全文が後掲5ページ) を承認し、COLAPの執行部と総会で承認されればCOLAPの正式な会員になることができる。現時点では7つの協会が会員となっている。パキスタン (Democratic Lawyers Associate of Pakistan)、インド (Indian Association of Lawyers)、ネパール (Progressive and Professional Lawyers of Nepal)、バングラデシュ (Democratic Lawyers Association of Bangladesh)、ベトナム (Vietnam Lawyers Association - VLA)、フィリピン (National Union of Peoples Lawyers - NUPL)、日本 (JALISA) の7協会である。



2つの声明

COLAPが結成されてから2つの声明を出した。これらはすでにCOLAPのフェイスブック (<https://www.facebook.com/COLAP2016/>) に掲載されている。また日本語訳は、後掲12~14ページである。

①バングラデシュのテロ非難声明

2016年7月にイタリア人、日本人を含む外国人20人が、ダッカでテロリストの攻撃を受け死亡した事件が起こった。COLAPの事務局でもあるハッサン (Hasan Tarique Chowdhury) は、いち

早くこの問題をCOLAPのメーリングリストに提起した結果、COLAPとして初めての声明を出すことになった。

COLAP-VIにおけるカトマンズ宣言 (interjurist No189に全訳) の議論の場でも、ハッサンにより、宗教の原理主義を語ったテロリストの危険が宣言に挿入されたばかりだったのに、実際にも起こってしまった。特に南アジアにおけるテロリストの脅威については、今後ともCOLAPで継続的に取り上げるテーマとなった。その後8月に、パキスタンでも、弁護士数十人が自爆テロで命を失う大規模なテロリズムが起こった。COLAPの執行委員でもあるアクター・フサインが、パキスタンの法律家協会として声明を発表した (IADLのHPに掲載)。南アジアに限られないかもしれないが、イスラム原理主義の名を語った頻発するテロリズムに対して非難し、その根本的原因までさかのぼった対処が必要だ。

②南シナ海に関する仲裁裁判所判決に関する声明

2016年7月12日に、国連海洋法条約で定められた常設仲裁裁判所で、フィリピンが提訴し、南シナ海の中国による領海進出をめぐる裁定が出され、中国が従来主張していた九段線などの言い分はほぼ全面的に否定された。仲裁裁判所による裁定は、国際法に則った手続きであり、本来なら中国政府もこれに応じなければならないのに、中国は同裁判所の管轄外と主張し、裁判自体にも出頭しないまま判決を迎えることになった (詳しくはinterjuristの本号、松井芳郎解説15ページ参照)。

フィリピン政府の提訴は、まさしく法による解決を指向したものだったが、その後中国は裁定の受け入れを断固拒否した。国内であれば、裁判所の判決は強制執行力を持つが、国際法の場合は、法的な拘束力があると言っても強制執行力はない。これは国家主権を尊重してのことで、ここが国際法秩序と国内の法秩序とが異なる点だ。

南シナ海の問題は話し合いで進めていかない限り、紛争は最終的にはなくなる。しかし、その際も、国際法に則った仲裁裁判所の裁定は最低限の基準にすべきではないだろうか。

現在、IADL (国際民主法律家協会) では、南シナ海問題に絞った国際専門家会議を企画中である。特に中国の法律専門家の参加に重点を置いている。COLAP-VIにおいても中国からの参加はなく、このテーマの議論は、フィリピンやベトナムの法律家だけの参加になってしまった。12月のローマか、1月に東京で開かれる予定だが、まだ日程は決まっていない。

COLAPに対応した日本国内の動き

結成したばかりのCOLAPの第1回の執行部会議が、2017年1月6~8日の予定で日本で開かれる。それに向けて日本国内でもイベントを企画している。

JALISAでは、COLAP-VIに参加したメンバーを中心に、COLAP実行委員会を結成し、このCOLAPのイベントや国際キャンペーンの準備をしている (詳しくは、実行委員会報告3ページ参照)。

今後COLAPは、ロゴやホームページを作成し、事務所の家賃、通信費など様々な費用がか

かる。2017年1月の東京でのCOLAP執行部会で、各国協会からの会費の額は決める予定であるが、それまでの間のCOLAP立ち上げ資金は各国からのカンパで補っていく必要がある。最低限各国から2万円は必要であり、JALISAのみならずにも、この場を借りてカンパの協力をお願いをします。

(送金先口座) 三菱東京UFJ銀行 四谷支店

口座名 アジア太平洋法律家協会 日本事務所 口座番号 0234678

COLAP-VIへのカンパのお礼

第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP6) に多くのカンパが寄せられました。レポートの翻訳費用、通訳費用などに充てさせていただきました。みなさまのご協力感謝いたします。

飯島滋明様 石川智太郎様 井上啓様 梅田章二様 漆原由香様
大久保賢一様 大熊政一様 岡村みちる様 甲斐道太郎様 川津聡様
菅野亨一様 神戸秀彦様 清末愛砂様 笹木潤様 高部優子様
徳井義幸様 鳥生忠佑様 中森俊久様 新倉修様 宮坂浩様 永尾廣久様

COLAP 実行委員会に参加しよう

弁護士 磯部 たな

COLAP 実行委員会設立の趣旨

8月25日に、COLAP 実行委員会が開かれました。スカイプ参加者も含めて、弁護士・学者等12名が参加しました。

まず、笹本弁護士から、先日カトマンズで開催されたCOLAP- VI会議の成果を踏まえ、COLAPのメンバーとして、アジアでの恒常的な運動や持久可能な組織を作っていく必要があるのではないかと、COLAP実行委員会立ち上げの趣旨が説明されました。同趣旨を受けて、同実行委員会は、JALISAの一部会という位置づけではあるものの、必ずしもJALISAの会員ではなくても参加できる体制にするということになりました。

COLAP VILについて

次に、COLAP-VI会議に関し、コラップ直後にネパールでは、政権交代が起こる等したため、その影響で、ほかの国のレポートが入手困難な状況が続いているが、入手した際には、分担し

て翻訳し、振り返ることになりました。

今後のCOLAPでのキャンペーンについて

今後のCOLAPで行うキャンペーンとしては、「対テロ対策」、「平和交渉」、「米軍基地」が、各国共通の課題・関心事としてふさわしいのではないかと案が出ました。その中でも米軍基地の問題は、アジア全体の問題として日本から執行部会議の際に提案していいのではないかと意見が出ました。更に具体的な活動内容として、報告書の作成、記者会見、出版等を行ってはどうかという提案がされました。今後も、より一層の具体化を図っていければと思っています。

COLAP 及び COLAP 実行委員会の構成

COLAPの組織について、日本からの役員と担当は、次のとおりとなっています。

事務局長：笹本潤、会計：長谷川弥生、執行部：新倉修・清末愛砂、
若手法律家：相曽真知子

日本の実行委員会の方も、緩やかな役割及び担当者がきまりましたが、広く実行委員会のメンバーを集めるために、今後とも各種団体等呼びかけを行うことになりました。

COLAP 立ち上げに関する寄付のお願い

COLAP 立ち上げ資金としては、日本からは2万円が必要となります。口座を開設いたしますので、ご協力をお願いします。

COLAP 関連イベントの開催に向けて

1月6日~8日には、COLAP関連のイベントを開くことになり、何をするかや、各国からの法律家をどう迎えるかについても、いくつか提案がなされました。

COLAP 実行委員会参加のお願い

次回実行委員会は、10月6日18時~20時です。ぜひご参加ください。

今後の国際会議の予定について

今後の国際会議の予定は下記のとおりです。ご興味のある方は、JALISAまでお問合せください。

- ・10月14～16日 NUPL総会(フィリピン)
- ・11月10～12日 IADLの人権規約50周年集会(リスボン)(+IADL BUREAU)
- ・12月2日(未定) IADL、南シナ海問題会議(ローマ(予定))
- ・1月6～8日 COLAP執行部会と関連イベント(日本)
- ・2017年春 IADL70周年記念(トゴ)(+IADL BUREAU)

アジア太平洋法律家協会 規約 CONSTITUTION (ORGANISATION OF COLAP ASSOCIATIONS)

アジア太平洋法律家カトマンズ会議の参加者及び出席した諸団体・諸協会は、アジア太平洋法律家協会 (Confederation of Lawyers of Asia and the Pacific) を構成し、かつ、設立することを決意した。以下、単に「協会」と称する。

The participants at the Kathmandu Conference of Lawyers of Asia and the Pacific and the Organisations/Associations present have resolved to constitute and establish, the Confederation of Lawyers of Asia and the Pacific Region, hereinafter referred to as "the Association".

1 協会の名称

協会の名称は、「アジア太平洋法律家協会」(Confederation of Lawyers of Asia and the Pacific) とし、以下、本規約においては、「協会」と称する。

1. NAME OF THE ASSOCIATION:

The name of the Association shall be, "CONFEDERATION OF LAWYERS OF ASIA AND THE PACIFIC" and hereinafter, in this Constitution, be referred to as "the Association".

2 目的および目標

協会は、次に掲げる「目的および目標」をもって設立される。

- (a) アジアおよび太平洋地域の法律家、法教育者および法学生、裁判官および検察官の諸団体を糾合して、相互の利害に関する事項について交流と意見交換を推進し、発展させ、かつ、強化するため
- (b) 世界各地における人民の相互間における平和、軍縮、発展および理解を推進し、かつ、そのための活動を行うため
- (c) あらゆる人民の人権の保護のために闘い、人種差別主義、コミューナリズムおよび民族性、性別、性差、信仰または皮膚の色に基づくあらゆる形態の差別に反対して闘うため
- (d) 世界、とりわけアジア太平洋地域内における政治的経済的および社会的独立の実現において民主主義、民主的諸制度および人民の平等な権利を推進し、かつ、擁護するため
- (e) 国際連合憲章および世界人権宣言の原則を守るため

2. AIMS AND OBJECTS:

The Association has been established with the following "Aims and Objects":

- (a) To bring together organisations of lawyers, law teachers and students, judges and prosecutors from the Asia and Pacific Region to promote, develop and strengthen contacts and exchange of views on issues of mutual interest;
- (b) To promote and work for peace, disarmament, development and understanding between the people around the world ;
- (c) To fight for protection of human rights of all peoples and against racism, communalism and all forms of discrimination on the ground of ethnicity, sex, gender-identity, religious faith or colour;
- (d) To promote and defend democracy, democratic institutions and equal rights of the people in realisation of political, economic and social independence in the world and more specifically within the Region of Asia and the Pacific;
- (e) To uphold the principles of the Charter of the United Nations and the Universal Declaration of Human Rights.

3 会員資格

- (a) 協会の目的および目標に従うことを条件として、アジア太平洋地域における法律家、法教育者および法学生、裁判官および検察官の団体は、入会申込みをすることができる。入会申込みが執行委員会によって承認された場合に、上記団体は、協会の「会員」とみなされる。
- (b)(i) 法律家、法教育者および法学生のいかなる団体も、協会と広い範囲で同一の目的と目標をもつ場合は、「準会員」として入会を申し込むことができる。上記のような入会申込書が執行委員会によって承認された場合には、上記団体は協会の「会員」とみなされる。
- (b)(ii) 準会員の代表は、投票権をもつことなく、協会の手続および活動に参加する資格を有し、いかなる役職にも選任されることができる。
- (c) 協会の目的および目標を承認する個人の法律家、裁判官、法学生および検察官は、別に定める会費およびその他の費用を支払う場合には、投票権を有することなく、「個人会員」として協会に加入することを申込みすることができる。

3. MEMBERSHIP:

- (a) Any organisation of lawyers, law teachers and law students, judges and prosecutors from Asia and the Pacific Region, which subscribe to the Aims and Objects of the Association, may apply for its membership. On the application having been accepted by the Executive Committee, the said organisation shall be considered as a "Member" of the Association;
- (b) (i) Any organisation of lawyers, law teachers and of law students, judges and prosecutors from Regions other the Asia and the Pacific Regions having broadly similar aims and objects as of the Association may apply to join as its "Associate Member." On the

said application being accepted by the Executive Committee, the applicant organisation, on payment of the stipulated membership fee and other charges, may join as "Associate Member" of the Association.

(b) (ii) The representatives of such Associate Member shall be entitled to participate in the proceedings and activities of the Association without a right to vote or to be elected to any office.

(c) The individual lawyers, judges, law teachers, students and prosecutors who subscribe to the aims and objects of the Association may apply to join the Association as "Individual Member" on payment of the stipulated membership fee and other charges without a right to vote.

4 会費

会費は、会員の種類に応じて執行委員会が決定し、加盟協会または個人会員の力量および政治的経済的な状態を比較し、これに応じて額を変えることができる。

4. MEMBERSHIP FEES:

The membership fee for different category of members shall be decided by the Executive Committee and may differ from Association to Association or between individuals depending on the strength and the comparative political and economic condition of the Association/Member.

5 会員資格の承認

執行委員会は、あらゆる入会の申込みを考慮し、このような申込みについて暫定的な決定を行い、そのような決定のすべてを確認のために次期大会に報告する。いかなる入会申込みも大会によって承認/確認されない場合には、その申込みは、当然に、却下されたものとみなされる。

5. APPROVAL OF MEMBERSHIP:

The Executive Committee shall consider all applications for membership and may take tentative decision on such applications and report all such decisions to the next Conference of the Association for confirmation. In case any application for membership is not approved/confirmed by the Conference, the same shall be deemed to have been rejected ab initio.

6 協会の機関

協会の機関は、次のものである。

- (A) 大会
- (B) 執行委員会

6. ORGANS OF THE ASSOCIATION

The organs of the Association are:

- (a) The Conference
- (b) The Executive Committee

7 大会

(i) 協会の大会は、通常において3年ごとに、執行委員会が決定する場所および日程において開催する。執行委員会が、大会の開催を早めたり、またはしばらくの間延期したりすることについてやむを得ない事情があると判断し、かつ、その理由を記録に留める場合には、大会の開催時期を変えることができる。

(ii) 大会は、次に定める権限を有する。

- a 協会の全般的な政策を決定すること
- b 執行委員会の報告を審議し、採択またはその他処理すること
- c 協会の役職者を選任すること
- d 規約の改正を行うこと
- e 協会の利益を促進し、保護し、または保持するために相当かつ必要と思われる行為を決定し、または事項を処理すること

(iii) 大会は、協会の役職者および執行委員会を選任するにあたって、選任される組織の性別に関する適切なバランスをとるために努めなければならない。

7. CONFERENCE

(i) The Conference of the Association shall normally be held once every 3 years at such place and dates as the Executive Committee may decide. However in case the Executive Committee is of the opinion, for reasons to be recorded, that the circumstances require that the Conference may be held earlier or be deferred for some time, it would be entitled to do so.

(ii) The Conference shall have the following powers:

- (a) to determine the general policy of the Association ;
- (b) to consider and adopt or otherwise deal with the report of the Executive Committee ;
- (c) to elect the office-bearers of the Association ;
- (d) to make amendments to the Constitution ;
- (e) to do such acts and things it may deem appropriate and necessary to promote , protect and preserve the interest of the Association.

(iii) The Conference while electing the office-bearers and the Executive Committee of the Association shall endeavour to have appropriate gender balance in its elected bodies.

8 役職者

(i) 次に掲げる協会の役職者は、大会において、選任される。

- 会長
- 副会長 (複数名)
- 事務局長

事務局員 (複数名)

会計

(ii) 副会長および事務局員の人数は、大会によって定める。

(iii) いかなる役職者も、2期を超えて同一の役職を勤めることはできない。

8. OFFICE-BEARERS

(i) The following office bearers of the Association shall be elected at the Conference:

PRESIDENT

VICE PRESIDENTS

GENERAL SECRETARY

SECRETARIES

TREASURER

(ii) The number of the Vice Presidents and the Secretaries shall be decided by the Conference.

(iii) No office-bearer shall hold the same office for more than two terms.

9 執行委員会

a 協会の執行委員会は、大会において選任され、協会の次期大会まで役職を勤めるものとする。執行委員会は、大会の会期間において協会のためにあらゆる決定を行う権限を有する。

b 執行委員会の定数は、大会において定める数とする。ただし、大会において選任されたすべての役職者を含むものとする。執行委員会は少なくとも、それぞれの加盟協会の代表 1 名をもって構成される。

c 執行委員会は、すべての欠員を補充する権利を有し、および／または、協会の利益のために必要と思われる補充委員もしくは代理委員を選任する権利を有する。

d 執行委員会は、6か月ごとに、執行委員会で指定する場所において会議を開催する。

e 執行委員会はまた、時期会議が開催されるまでの間、スカイプ、インターネットおよび／もしくは電話またはその他可能な手段をもって、大会を開くことを決定することができる。

9. EXECUTIVE COMMITTEE

(a) The Executive Committee of the Association shall be elected at the Conference and shall hold office till the next Conference of the Association. It shall have the power, between the two Conferences, to take all decisions on behalf of the Association.

(b) The strength of the Executive Committee shall be of such number as the Conference may determine. However it shall include all the Office-bearers of the Association elected at the Conference. The Executive Committee shall be so constituted that it has at least one representative of each of its member-Association.

(c) The Executive Committee shall have the right to fill up all vacancies and/or co-opt such additional/alternate members as may be considered necessary in the interest of the Association.

(d) The Executive Committee shall ordinarily meet once in six months at such place as may be decided by it.

(e) The Executive Committee may also decide, between this period to have its meetings with the assistance of the Skype, internet and/or telephone or such other means as may be possible.

10 会長

協会の会長は、協会の長であり、あらゆる場合において、協会を代表するものとする。会長を欠く場合、副会長のうちいずれか、またはその他の役職者は、協会および／または会長を代理することを要請されることがある。

10. PRESIDENT

The President of the Association shall be the Head of the Association and shall represent the Association in all fora. In the absence of the President, any of the Vice-President or other office-bearer may be requested to represent the Association and or the President.

11 事務局長

事務局長は、協会の主たる執行者（執行の長）であり、事務局員およびその他の執行委員会の構成員による補佐を受けるものとする。

11. GENERAL SECRETARY

The General Secretary shall be the Chief Executive of the Association and shall be assisted by the Secretaries and other members of the Executive Committee.

12 会計

会計は、協会の基金および財産管理を担当するだけでなく、協会の活動のためならびに協会の広範囲の活動のため、募金を集めるためさまざまな活動を率先して行う。

12. TREASURER

The Treasurer will not only look after the funds and accounts of the Association but will also take various initiatives to raise funds for the working of the Association as also for its wide-ranging activities.

13 協会の事務所

協会の中央事務所は、執行委員会によって決定される国/場所または事務局長が所在する場所とする。協会が独自に活動しうる場合に、かつ、そこから活動を行うことができるようになった時に、状況の判断を執行部委員会によって再度考慮するものとする。

13. OFFICE OF THE ASSOCIATION

The central office of the Association shall be at such a country/place as may be decided by the Executive Committee or where the General Secretary is located. The situation may be reconsidered by the Executive Committee as and when the Association is able to have its own Office and may be able to function from there.

14 改正

この規約は、協会の大会において出席し、かつ、投票した協会の会員の3分の2の多数をもって改正することができる。

14. AMENDMENTS

The Constitution may be amended by two-third members of the Association present and voting in favour at the Conference of the Association.

15 解散

協会は、出席し、かつ、投票した会員の3分の2の多数をもって採択された決議によって、解散され、または同様な目的を持つ他の協会に合併されることができる。

15. DISSOLUTION

The Association may be dissolved or merged with any other Association having similar objects on the resolution to that effect being passed by two-third of the members present and voting in its favour.

(翻訳: 新倉修)

声明 アジア太平洋法律家協会 (COLAP) は Bangladeshで起きたテロ攻撃を非難する

2016年7月3日

アジア太平洋法律家協会 (COLAP) は、BangladeshのDhakaで起きた恐ろしいテロ攻撃を強く非難する。宗教過激派のテロ・グループは2017年7月1日の夜、Dhakaにある外国人が多数いる地域のカフェで人質を取ったまま立てこもり、16人の外国人を含む20人の人質を残酷に殺害した。

アジア太平洋法律家協会は被害者を追悼するとともに、その身内や友人の悲しみを共有する。またアジア太平洋法律家協会協会は、誠実かつ危険な試みを実行し、この度の危機から人質や犠牲者を救出するために自らの生命を犠牲にしたBangladeshの治安部隊へ感謝の気持ちを示したい。本事件は、Bangladeshが自立した国家としてその姿を現しているときに、テロ・グループが同国と南アジア地域の安定を揺るがすために仕組んだ攻撃であったと明確にいうことができる。

第6回会議アジア太平洋法律家会議は、地域および世界が抱える脅威として、宗教過激主義とテロリズムの脅威の増大に対する懸念を表明した。今回のDhakaでのテロ攻撃はまたしても、宗教に基づくテロと原理主義が世界平和、自由な発想、および人類全体に対する重大な脅威を構成することを証明するものとなった。また、本攻撃は宗教の政治利用が過激派によるテロの脅威を疑いなく構成することを証明するものとなった。

アジア太平洋法律家協会執行委員会は、平和を愛するBangladesh、イタリア、日本、インドの人々と連帯することを表明する。また同協会はアジアや国際社会の法律家に対し、このようなテロを根絶するために互いに手を結びあうことを呼びかける。

(翻訳: 清末愛砂)

南シナ海に関する仲裁裁判所判決に関する声明

2016年7月12日

本日、国連仲裁裁判所は、フィリピン共和国と中華人民共和国との間の南シナ海/西フィリピン海をめぐる領土紛争に対する判断を下した。裁判所は、「九段線」とその囲まれた海域の資源に対する中国の歴史的権利の主張を退け、国連海洋法条約 (UNCLOS) を根拠として、その領域がフィリピンの排他的経済水域内であることを宣言した。

この紛争は20年以上にわたり係争が続けられてきた。2013年に国連に提訴されるまで、二国間、地域間、及び多国間協議で解決しようと試みられてきた。

アジア太平洋法律家協会 (COLAP) は、地域の平和、安定性、および安全を確保するため、紛争当事者に対し、裁判所の判断を尊重するよう要請する。両国は互いに、40年以上にわたる強い外交関係の歴史を有している。仲裁裁判所の判決にかかわらず、そのような結びつきがより強固となることを心から願うものである。

COLAPは、すべての国が、国連の機構に対して誠実な信頼を寄せ、領土紛争を解決するため関係当事国間で対話すべきであると、改めて求める。また、紛争で膠着状態にある国家が、互いに対等な主権を有することを尊重してそのように取扱い、相手国が自己決定権を有する点に正しい配慮を払うことを改めて勧告する。COLAPは、今一度、本件を以下の国連憲章の規程を想起するものとして理解する。すなわち、「すべての加盟国は国際平和、安全、及び正義を危うくする虞のない平和的手段によって、国際紛争を解決する」、「紛争当事国は、紛争の継続が国際平和、及び安全の維持を危うくするものであることに鑑み、第一に、交渉、審問、仲裁、調停、司法和解等の自らの選択に基づく平和的手段による解決を追求する」。

最後に、COLAPは、全世界の国民が相互に依存し、互いに関わり合いを有しており、個人に対して加えられる危害がすべての人に対する危害であると認識する。世界の一部における不安は、世界のすべての地における不安である。それゆえいかなる国家も、すべての人々の共生のため、国際規範を遵守する平和的手段を通じて紛争を解決しなければならない。

問合せ先: 会長 ジテンドラ シャルマ (インド) 事務局長 笹本潤 (日本)

(翻訳: 漆原由香)

パキスタン民主法律家協会による 2016年8月8日のクエッタ市 (パキスタン) における弁護士に対するテロ攻撃に関する声明

2016年8月10日

2016年8月8日にクエッタ市で起きた弁護士に対する野蛮な攻撃である痛ましい事件について

テロリストはまずバローチスタン州法律家協会の代表であるビラル・カンシ氏を射殺した。カンシ氏の遺体が市民病院に搬送された際に、複数の同協会会員や幹部がそこに駆け付けた。そのときに犯人はその病院に集まっていたこれらの弁護士の団を攻撃し、自爆したのである。その結果、97人が亡くなり、171人が重傷を負った。これらの死者のうち62人が弁護士であり、その中には年長の同法律家協会幹部も含まれていた。この事件を受け、パキスタン法律家協会は7日間の喪服期間、および3日間の完全ストライキを宣言した。

パキスタン民主法律家協会は、このような痛ましい事件、およびイスラーム国とパキスタン・タリバーン運動ジャミーアッテ・アフラルがその責任を負うべき、惨めな宗教過激派によるテロ攻撃を強く非難する。パキスタン民主法律家協会はまた、事件の調査や捜査がなされる前であるにもかかわらず、事件直後にインドの諜報機関RAWにその責任をなすりつけようとしたパキスタン当局の方針を強く批判する。パキスタン民主法律家協会は、インドとパキスタン両国の政治指導者に対し、このような方針や互いの非難合戦をやめるよう呼びかける。

パキスタン民主法律家協会は、単純な軍事作戦、または諜報活動をともなった軍事作戦は、内政問題や対外関係にかかる問題において長期的な政策が採用されない限り、テロ対策の解決手段とはならないと考えている。宗教過激主義と不寛容に抗するためには、社会の進歩的およびリベラル層が一貫して要求してきた問題ではあるが、社会分野、とりわけ国家が全面的に怠ってきた教育制度における抜本的変革がなされることが求められる。

パキスタン民主法律家協会は、悲嘆にくれる家族に対し深い哀悼の意を示す一方、法曹界がこのような野蛮な事件だけでなく、宗教過激主義と不寛容に対しても自らの声をあげることを呼びかける。また、パキスタン政府が自らの対国内外政策にかかる認識を変えたとともに、経済・政治分野の双方で近隣諸国と良好な関係を高めることにより、本国からこのような脅威を根絶していくことを呼びかける。

アフタル・フサイン: パキスタン法律家協議会会員、パキスタン民主法律家協会事務局長

(翻訳: 清末愛砂)

南シナ海仲裁裁判の判断を読む

名古屋大学名誉教授 松井 芳郎

1. 国連海洋法条約とその紛争解決手続

2016年7月12日に下されたフィリピン対中国の南シナ海をめぐる仲裁判断は日本でも相当の注目を集めたが、この小論は必ずしもその全体像が正確には理解されていないこの判断を概観することを目的とする。もっとも、本案だけで500頁を超えるこの判断の詳細な紹介は不可能なので論点を絞るが、ここでの論点の絞り込みは筆者が専攻する国際法の観点から行ったことを、あらかじめお断りしておきたい。

この仲裁裁判所は正式には、「1982年国際連合海洋法条約附属書Ⅶのもとで構成された仲裁裁判所」という（以下「裁判所」と略称することがある）。国連海洋法条約（UNCLOS）は第2次世界大戦後大きな変貌と発展をとげてきた海洋法を集大成したもので、その解釈と適用をめぐる紛争の解決手続を整備したことを特徴の一つとする。この手続は多岐にわたるが、本件にかかわる限りで要約すれば以下のようなものである。紛争は当事者が合意した手段によって解決するが、これによって解決できない場合には拘束力を有する決定を伴う義務的手続を用いることができる。すなわちUNCLOS締約国は第287条に定める4種の解決手続のいずれかを選択することができ、紛争は当事国が共通して選択する手段があればこれに、当事国が共通して選択する手段がなくあるいは選択自体を行っていない場合には、附属書Ⅶが定める仲裁裁判に付託される。

本件は、これに従ってフィリピンが中国を仲裁裁判所に訴えたものであるが、裁判所の管轄権にはいくつかの制約がある。まず、紛争はUNCLOSの解釈または適用に関するものでなければならぬから、領域の帰属に関する紛争は除かれる。また、排他的経済水域（EEZ）における沿岸国の主権的権利またはその行使にかかわる紛争は除かれる（第297条3）。さらに、締約国には一定の種類の紛争につき義務的手続からの選択的除外を宣言することが認められるが、それには海洋境界画定紛争または歴史的湾もしくは歴史的権原に関する紛争、軍事的活動またはEEZにおける法執行活動などが含まれ（第298条）、中国はこの選択的除外を宣言している。本件裁判所は中国の参加がないままに、附属書Ⅶの規定に従って構成された。一方の当事者が不出廷の場合も手続は継続するが、裁判所は管轄権を有することだけでなく出廷当事者の請求が事実と法において十分に根拠を有することを確認する（附属書Ⅶ第9条）。仲裁判断は5名の仲裁人の過半数によって決定され、別段の合意がなければ最終であって当事者を拘束する（同第8条；第11条）。なお、本件の判断はすべての争点について全員一致で決定された。

2. フィリピンの提訴と仲裁裁判所の管轄権

フィリピンは裁判所に対して合計15の請求を行ったが、それらは次の4点にまとめられる：①中国がいう「九段線（nine-dash line）」に囲まれた水域における歴史的権利の主張はUNCLOSと両立するか；②中比両国が領有を主張する若干の海洋地形は領海、EEZおよび大陸棚への権原を生じる「島」（UNCLOS第121条1）か、領海のみを生じる「岩」（同条3）か、それともこれらを生じない「低潮高地」（同第13条）か；③南シナ海における中国の行動はフィリピンの主権的権利に干渉または海洋環境を損なうことによってUNCLOSに違反するか；④中国がスプラトリー諸島で行ってきた大規模な埋め立てと人工島造成は、両国間の紛争を違法に悪化させまたは拡大するものではないか。

前述のように中国は仲裁手続には一切参加しなかったが、法廷外で公表したいいくつかの文書等で裁判所の管轄権を争った。裁判所の管轄権について争いがある場合には、当該の裁判所の裁判によって決定する（UNCLOS第288条4）。フィリピンの申し立ては上のような管轄権の制約をクリアするように巧妙に構成されており、大部分の点で裁判所を説得することに成功した。裁判所は2015年10月29日の管轄権に関する判断で、中国の抗弁を退けてフィリピンの請求の約半数についての管轄権を確認したが、残余についてはもっぱら先決的性格を有するものではないとして本案段階の審理に先送りした。そして本案判断では、これらのフィリピンの請求の大部分についても管轄権が認められる結果となった。ここでは、裁判所の管轄権肯定の理由付けを説明するスペースはないので、以下では上記のまとめの①と②を中心として本案の判断を紹介したい。

3. 「九段線」と歴史的権利をめぐる中国の主張について

中国の「九段線」の主張が注目を集めるようになったのは、2009年にマレーシアとベトナムが共同で大陸棚限界委員会に対して行った200カイリを超える大陸棚限界に関する申請に関して、中国が同年5月7日付の国連事務総長に宛てた口上書において、地図を付して「中国は南シナ海の諸島と隣接海域に対して争うことができない主権を有し、関連水域とその海底および地下に対して主権的権利と管轄権を享受する」と主張したことを契機としてである。中国は「九段線」に囲まれた水域に対して自国が主張する権利の具体的な内容についても、その法的な根拠についても公式の説明をしていない。

裁判所は、おもに2つの観点から中国の主張を検討する。第1に、UNCLOSの起草過程では伝統的な漁業権の維持を主張する国があったが、こうした主張は大多数の国（中国を含む）の反対で採用されず、UNCLOSはそれ以前の権利や協定に取って代わるものであってEEZと大

陸棚の性格とそこにおける外国の権利を包括的に規定しており、中国の歴史的権利の主張はこれと両立しない。第2に、UNCLOS発効以前の南シナ海における中国の航行や漁業のための水域の利用は、当時においては公海自由の行使であって歴史的権利を生じるものではなく、また、中国がこの水域に対して排他的な管理を及ぼしていた証拠はない。したがって比中の関係において、南シナ海における「九段線」内の海域に対する中国の主権的権利または管轄権の主張はUNCLOSに違反し、UNCLOSのもとにおける中国の海洋権原の地理的および実体的な範囲を超える限りにおいて法的効果を有さない。

なお、ここで裁判所は歴史的水域に関して1962年に国連事務局が準備した覚書を、「国際法における歴史的権利の形成過程を正しく要約した」ものとして引用するが、それは以下の3点にまとめられる：(i)「歴史的水域」を主張する国が当該の水域において行使した権限；(ii)このような権限の行使の継続；および、(iii)外国の態度、である。このくぐり方は歴史的水域に対する主権の形成について述べたものだが、歴史的水域は歴史的権利の一形態に過ぎずその形成過程は主権の場合と同じだと裁判所はいう。

4. 南シナ海における海洋地形の地位について

フィリピンは、南シナ海北部に位置するスカーボロー礁と、南部にあるスプラトリー諸島（中国名南沙群島）に属するいくつかの環礁はUNCLOS第121条3にいう「岩」であること、同じくほかのいくつかの環礁はUNCLOS第13条にいう「低潮高地」であることを認定するように求めた。もしもこれらの海洋地形がUNCLOS第121条1にいう「島」であるなら、これらを実効的に支配する中国にとって広大なEEZと大陸棚に対する権原が生じるかも知れないからである。フィリピンのこの請求に応えるために、裁判所はおそらくは国際裁判の歴史上はじめて「島」と「岩」の詳細な定義を行う。

UNCLOS第121条によれば、島とは「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面にあるもの」をいい（1項）これについては領海、EEZ、大陸棚等がほかの領土と同様に設定される（2項）が、「人間の居住又は独自の経済生活を維持することをできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」（3項）。裁判所はまず「自然に形成された」という条件を重視する。争われている海洋地形の大部分は実効的支配を行っている沿岸国による大規模な埋め立てや造成の対象とされているから、以下の諸条件はそれ以前の自然の状態において満たされている必要があるというのである。

裁判所によれば、「人間の居住」の決定的要素はその「非一時的（non-transient）」性格であって、居住者は当該地形の「自然の住民」とみなすことができ「人々の安定した集団」を構成しなければならない。たとえば純粋の公務または軍務のためにもっぱら外部の役務に依存して居住

する者があっても、当該の地形が「人間の居住」を維持することができる証拠とはならない。他方で「独自の経済生活」の維持については、「独自（of their own）」性が重視される。「独自の経済生活」の維持は、短期的ではなく継続的な経済活動を前提とする。当該の地形またはそのグループはもっぱら外部からの資源の投入または外部のための採取活動に依存するのではなく、独立した経済活動を支持する能力を持たねばならない。なお、「人間の居住又は（or）独自の経済生活」について裁判所は両者は選択的である、つまり「島」であるためにはいずれかの要件が満たされればよいと解する。こうした基準を適用して裁判所は、フィリピンが挙げた海洋地形の大部分は「岩」であると性格づけた。

裁判所がこれらの2要件について相当に高い敷居を設けたのは、第121条3の規定とEEZの目的との結びつきを重視したからである。UNCLOSのEEZに関する規定は発展途上沿岸国の人民の利益と伝統的海洋国家の利益とのバランスを取る妥協の産物で、第121条3は取るに足らない海洋地形が不均衡に広大な海洋空間に対する権原を生じて人類の共同財産である深海底を侵食することがないように沿岸国のEEZの拡大に限界を設けることを意図したものだ、と裁判所は判断するのである。なお中国は、南沙群島に関してはフィリピンが主張するように個々の海洋地形についてではなく、その全体に関して領海、EEZおよび大陸棚の権原を認めるべきだと主張した。裁判所は、もしもこの主張が同群島の外縁に直線基線を引いてそこからEEZなどを測定するべきだという内容であるなら、それはUNCLOSにおける群島制度（第46条以下）とは合致せず直線基線の基準（第7条）をも満たさないとこれを退ける。

5. とりあえずの感想

ここでは、このほかの争点に関する裁判所の判断を紹介し、あるいはこの仲裁判断全体の立ち入った評釈を行う余裕はないので、3.と4.でまとめた二つの争点について、とりあえずの感想を述べて本稿を締めくりたい。第1に「九段線」に示される中国の「歴史的権利」の主張については、日本も尖閣問題との関連で同種の主張に直面しており、単にUNCLOS等の条約解釈の問題を超えて中国の独自の「領域」観あるいは国際法観に根差すものかも知れない。本件仲裁裁判所は領域の帰属については管轄権を持たなかったが、3.で紹介した歴史的権利の形成に関する判断は領域主権にも同様に適用できる。そして、たとえ中国が南シナ海において何らかの歴史的権利を有していたとしても——裁判所はそれを否定したが——、そのような権利はUNCLOSが発効することによってこれに取って代わられたと判断された。つまり、歴史的権利を主張する国は単にそれを歴史的に獲得したことだけでなく、現代国際法においてそれを引き続き維持していることをも証明しなければならないこととなる点が注目される。

第2に裁判所は、第121条3の文言、文脈、趣旨および目的ならびに起草過程を詳細に検討して、

同条にいう「島」と「岩」の具体的な定義を与えた。これは国際裁判の歴史では初めてのことであり、個々の内容については批判があるとしても、今後の事例においては必ず踏まえなければならない重要な先例となると思われる。そしてこの解釈を導くにあたって裁判所は、一方ではEEZの設定によって発展途上沿岸国の住民の利益を確保すること、他方ではそのような主張が取るに足らない海洋地形に不均衡に広大な海洋権原を付与することにより、人類の共同財産である深海底が侵食されることがないように限界づけることという、第121条の趣旨および目的を重視した。これは裁判所のいわば法政策的判断に基づくが、本件の文脈においてはこうした政策的判断は極めて妥当なものだったと思われる。なお、ここにいう「島」と「岩」の定義に照らせば、日本が「島」としてそれを起点にEEZと大陸棚を設定した沖ノ鳥島については、そうではなくて「岩」であるという解釈が浮かび上がるように見える。裁判所は、日本が沖ノ鳥島について第121条3の要件を満たしていないという中国の批判を克明に引用して、南シナ海の個々の地形の特定の分析ではこれらの諸要素を評価しなかったという、中国の態度の矛盾を突いたのである。

周知のように中国は、裁判所の管轄権を否定して不出廷を続けただけでなく、仲裁判断にも拘束されないという態度を繰り返して表明してきた。これに対して国際社会では「法の支配」を掲げた批判が繰り返されており、中でも米国がこのような批判の中心に位置する。ところがその米国は、国際司法裁判所の1986年のニカラグア事件判決については今回の中国と瓜二つの態度をとった経験を有する。当時、安保理事会ではこの判決の履行を求める非同盟諸国の提案が、中国を含む11か国の賛成を得ながら米国の拒否権のために不採択に終わった。つまり大国は、紛争の解決を国際裁判に求めるよりは当事者間の力関係がより反映されやすい直接交渉に求める明らかな傾向を有する。国際裁判の判決は法的拘束力を有するが、現在の国際社会では強制執行の仕組みは整えられていないから、判決の履行を確保するためには迂遠なように見えてもこれを求める国際世論を強めるほかはないのかも知れない。

平和への権利

平和の権利・国連宣言案～人権理事会採択後の展開

平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会 笹本 潤

平和への権利国連宣言草案が国連人権理事会で2016年7月1日に採択されたことは前号のinterjuristNo.189(p50)でお知らせしました。採択された宣言案は後掲のとおりです。

宣言案が人権理事会で採択されたため、次は国連総会に移り、7月に予定されていた人権理事会の作業部会は中止になりました。ただ、その機会を生かして、国際キャンペーン日本実行委員会の武藤達夫さんらがジュネーブに行って現地のNGOと打ち合わせをしてきました。くわしくは武藤さんのレポートを参照してください。

採択された宣言案に対しては、コンセンサスではなく多数決採択になってしまったこと、宣言案が抽象的すぎることなど、様々な意見がNGOの中にもありますが、基本的には人権理事会で採択された草案をよりよいものに具体化していく方向では一致していると思われます。

今後は早ければ2016年年末に国連総会で採択される予定です。NGOの立場からは、宣言案の内容は、NGO案であるサンチアゴ宣言や国連の諮問委員会案のようなものが望ましいのですが、今まで8年間人権理事会で審議されてきた結果が、今回人権理事会で採択された宣言案なので、内容は大きくは変わらないのではないか、と推察されています。

そのようなことを前提とすると、個人の平和への権利を初めて認めた今回の草案を基本的には支持して、賛成国を増やして、採択後の人権理事会やユネスコでの具体化をめざした方がいいのではないのでしょうか。人権理事会内には少なくとも特別手続（作業部会や特別報告者など）を設置し、平和への権利を具体化できるように働きかけていきましょう。

また、日本政府は、今まで人権理事会の審議では否定的な態度でしたが、憲法に「全世界の」平和的生存権を掲げる国の代表として、国連総会では賛成に投票するように、署名を渡すなどして要請してもいきます。

2016年7月1日国連人権理事会第32会期で採択された 宣言案 (A/HRC/32/L.18)

国連総会は、

国連憲章の目的及び原則に導かれ、

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、ウィーン宣言及び行動計画を想起し、

また、発展の権利に関する宣言、持続可能な開発目標を含む国連ミレニアム宣言、2005年世界サミット成果文書をも想起し、

さらに、平和的生存のための社会の準備に関する宣言、平和に対する人民の権利宣言及び平和の文化に関する宣言と行動計画、かつ、この宣言に関連する他の国際文書を想起し、

植民地独立付与宣言を想起し、

諸国家は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないという原則、諸国家は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならないという原則、国連憲章に従って、いずれかの国の国内管轄権内にある事項にも干渉しない義務、国連憲章に従って、協力し合う諸国家の義務、人民の同権及び自決の原則、諸国家の主権平等の原則及び諸国家は、国連憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならないという原則を、国連憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言が、厳粛に宣言したことを想起し、

その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、又は、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎み、かつ、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決するための、国連憲章に掲げられているすべての加盟国の義務を再確認し、

平和の文化の十分な発展は、外国の支配又は占領という植民地的あるいは他の形態のもとで生きる人々を含む、国連憲章に掲げられ、かつ、国際人権規約、並びに、1960年12月14日国際連合総会決議1514(XV)に盛り込まれている「植民地及びその人民の独立を認める宣言」に具体化されている自己決定に対するすべての人民の権利の実現と一体的に結びついていること(integrally linked)を確認し、

1970年10月24日国際連合総会決議2625(XXV)に具体化されている「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言」に規定されているように、国又は領域の国民的統一及び領土保全の部分的又は全体的破壊に対して、又はその政治的独立に対して行われるいかなる試みも、国際連合憲章の目的及び原則に矛盾することを確信して、

平和的手段による紛争又は争議の解決の重要性を認め、

テロリズムの行為、方法及び実行が、国際連合の目的及び原則の重大な侵害を引き起こすものであり、かつ、国際の平和及び安全に対して脅威となり、諸国の友好関係を害し、諸国の領土保全及び安全を脅かし、国際協力を妨げ、人権、基本的自由及び社会の民主的基盤の破壊を目的とするものであることを認め、国際テロリズムに関する廃絶措置宣言を想起し、テロリズムのいかなる行為も、行われたとき及び行った者のいかなる者かを問わず、犯罪であり、かつ、正当化することのできないものであることを再確認し、

テロリズムとの闘いにおけるあらゆる方途は、国連憲章に掲げられているものと同様に、国際人権法、難民法及び国際人道法を含む、国際法のもとでの義務に従わなければならないことを強調し、

テロリズムにかかわる国際条約の当事国となっていないすべての諸国に、当事国になることを優先事項として考慮することを要請し、

万人のための人権促進と保護及び法の支配は、テロリズムとの闘いに必要不可欠であることを再確認し、効果的なテロ対策措置と人権の保護は矛盾する目標ではなく、補完及び相互補強であることを認め、

戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権に関する信念をあらためて確認し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準とを促進し、かつ、寛容を実行し、また、善良な隣人として互いに平和に生活するため国連憲章前文に掲げられているとおり連合国の人民の決定を再確認し、

平和と安全、開発と人権は、国連システムの柱であり、集団的安全と福祉のための基盤であることを想起し、開発、平和及び安全、人権は関連しあうものであり、相互に補強するものであることを認め、

平和とは、紛争のない状態だけでなく、対話が奨励され紛争が相互理解及び相互協力の精神で解決される、また、社会経済的發展が確保される積極的で動的な参加型プロセスを追求するものであることを認め、

人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であることを想起し、平和が人間の固有の尊厳に由来する不可譲の権利の完全な享受により促進されることを認め、

すべての人は、世界人権宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有することを想起し、

さらに、貧困を根絶し、万人のための持続的経済成長、持続可能な開発及び世界の繁栄を促進する世界的な取り組み、かつ、各国内及び各国間の不平等を是正する必要性を想起し、

国連憲章の目的及び原則に従った武力紛争予防、かつ、世界中の人民が直面する相互連関的な安全及び開発課題に効果的に対処する手段として武力紛争予防の文化を促進する取り組みの重要性を想起し、

国の十分かつ完全な開発、世界の福祉及び平和の目的は、あらゆる分野における男性と対等な条件での最大限の女性参加を追求することをも想起し、

戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならないことを再確認し、平和的な手段による争議や紛争を解決する重要性を想起し、

人権及び宗教と信念の多様性の尊重を基礎とし、あらゆるレベルで寛容及び平和の文化を促進する世界対話を発展させる国際的な努力を強化する必要性を想起し、

紛争後の状況における国家オーナーシップ原則を基礎とした開発援助及び能力強化は、携わるすべての者を含む社会復帰、社会再統合及び和解の過程を通じて平和を回復すべきであることを想起し、かつ、平和及び安全の地球的規模の追求のために国際連合の平和創造、平和維持及び平和構築活動の重要性を認め、

さらに、平和の文化及び正義、自由、平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、かつ、すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神を持って果たされなければならない義務であることを想起し、

平和の文化は、平和の文化に関する宣言で確認されるように、価値観、考え、行動の伝統及び様式、かつ、生き方から成る一連のものであり、このすべてのことは、平和への寄与を可能にする国内的及び国際的環境によって育まれるべきであることを再確認し、

平和及び安全の促進に貢献する価値観として緩和及び寛容の重要性を認め、

市民社会組織が、強化された平和の文化をもたらし得ることと同様に、平和構築及び平和維持をもたらし得るという重要な貢献を認め、

諸国家、国際連合及び他の関連ある国際機構が、平和の文化を強化し、かつ、訓練、指導、教育を通じて人権意識を保つことを目的としたプログラムへの資源を分配するための必要性を強調し、

さらに、平和の文化の促進に対する人権教育・研修に関する国際宣言の貢献の重要性も強調し、

相互の信頼と理解を根底にして、文化の多様性、寛容、対話、協力を重んじることが世界の平和と安全を保証する最善策のひとつであることを想起し、

平和を可能にし、平和の文化に貢献する美德と同様に、寛容とは、我々の世界的文化、表現形態及び人間の在り方の豊かな多様性の尊重、受容及び理解であることを想起し、

さらに、法の支配を基礎とした社会全体及び民主的枠組みのなかでの発展における不可分なものとして、民族的または種族的、宗教的及び言語少数者に属する人々の権利の継続的な促進及び実現は、人民及び諸国家間の友好、協調、平和を強化することに対する貢献であろうことを想起し、

国家、地域及び国際レベルで戦略、計画、政策及び特別な積極的措置を含む適切な立法を立案し、促進し、実施し、平等な社会発展を進め、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連ある不寛容の犠牲者すべての市民、政治、経済、社会、文化的権利を実現することを想起し、

人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連ある不寛容は、それが人種主義及び人種差別に等しい場合、人民と諸国の間の友好で平和な関係の障害となり、武力紛争を含む多くの国内紛争や国際紛争の根因となることを認め、

平和を推進する手段として、全人類、世界の人民及び諸国の間の寛容、対話、協力及び連帯を実践することが非常に重要であると認めることにより、自らをこれらの活動へと導くよう、そのためにも、現在及び将来の世代の双方が、将来の世代を戦争の惨害から免かれるという最高の願望で、平和のうちに共に生きることを学ぶことを現在の世代が確保すべきであることを、関係者らに厳粛に招請し、

以下のとおり宣言する。

第1条

すべての人は、すべての人権が促進及び保障され、並びに、発展が十分に実現されるような平和を享受する権利を有する。

第2条

国家は、平等及び無差別、正義及び法の支配を尊重、実施及び促進し、社会内及び社会間の平和を構築する手段として、恐怖と欠乏からの自由を保障すべきである。

第3条

国家、国際連合及び専門機関、特に国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)は、この宣言を実施するために適切で持続可能な手段を取るべきである。国際機関、地域機関、国家機関、地方機関及び市民社会は、この宣言の実施において支援し、援助することを奨励される。

第4条

平和のための教育の国際及び国家機関は、寛容、対話、協力及び連帯の精神をすべての人間の間で強化するために促進されるものである。このため平和大学は、教育、研究、卒後研修及び知識の普及に取り組むことにより、平和のために教育するという重大で普遍的な任務に貢献すべきである。

第5条

この宣言のいかなる内容も国連の目的及び原則に反すると解釈してはならないものとする。この宣言の諸規定は、国連憲章、世界人権宣言及び諸国によって批准される関係する国際及び地域文書に沿って理解される。

(翻訳：本庄未佳)

※上記条文はいずれも参照のための仮訳につき、転載・引用はご遠慮ください。

国連人権理事会における「平和への権利」宣言案の採択に関する欧州市民社会(NGO)の理解と対応について

関東学院大学法学部准教授 武藤 達夫

本稿は、国連人権理事会における「平和への権利」宣言案の採択及び「平和への権利」に関する作業部会の解散について、主として2017年7月に筆者がジュネーブで行った調査¹をもとにまとめたものである。

1. 調査の背景及び目的

本誌上でもすでに論じられてきたように、国連人権理事会では、2008年より「平和への権利」に関する国連宣言を起草するための審議が行われてきた。2012年には人権理事会の下部組織である人権諮問委員会が宣言草案を作成し、これをたたき台として宣言案を完成させるための政府間作業部会が2013年から2015年まで毎年開催されてきた。さらに今年7月には当該作業部会の第4会期を開催することも、人権理事会決議によって承認されていた²。

しかしながら、当該第4会期の開催を目前に控えた人権理事会第32会期の実質的な審議の最終日(2016年7月1日)に、キューバ政府が中心となって提出した「平和への権利」宣言案が人権理事会で可決され³、と同時に宣言案の作成をマンドートとしていた作業部会は第4会期中止し、部会自体が解散した⁴。

そこで、今回のジュネーブにおける調査は、次の3点を主な目的として行われた。第1に、作業部会第4会期中止し、キューバ政府が「平和への権利」宣言案を提出した背景及び動機を、一連の事情に詳しい欧州のNGO(市民社会)に対する聞き取り調査などを基に分析すること。第2に、人権理事会が採択した「平和への権利」に関する国連宣言案に対する一般的な評価の態様を考察すること。第3に、市民社会としては、この宣言案に関して今後どのような対応をとるのか、について調査することである。

2. 調査の概要

筆者は、「平和への権利」に関する作業部会第4会期に出席する準備を完了していたため、今回の調査は、当初の作業部会日程(7月11~15日)の枠内で展開しなけりなかつた。そのため、7月のバカンス・シーズンでかつ作業部会が中止になったジュネーブにおいてインタビュー等が実施可能か、出発前には若干の不安があった。しかし、結果的には多くの人々の協力を得て予想以上に実りある調査を行うことができた。また、日本から参加した本庄未佳氏も現地で合流し、調査にご協力いただいた。

ジュネーブ滞在中に行ったインタビューに、電話、スカイプ及びメールを通しての意見交換も含めると、延べ15名以上のNGO及び国連関係者から意見を聴取することができた。短期間に多くの人々の意見を聴くことができたのは、ジュネーブにも活動の拠点を置き、作業部会における「平和への権利」に関するこれまでの議論を市民社会として牽引してきた2つのNGO、スペイン国際人権法協会とパパ・ジョバンニ・23(カトリック系人権・人道支援団体)が、「平和への権利」に関する会合を、それぞれ私たちのジュネーブ滞在中に開催してくれたところが大きい。

なかでも今回の調査において、とりわけ貴重な情報や意見を提示してくれたのは、次の人々であり、下記にまとめる調査内容の分析には、特に彼らから得た情報及び意見が反映されている。それらは、アルフレード・デ・サイヤス(国連独立専門家)、オリバー・リッツィー・カールソン(UNOYピースビルダーズ)、カルロス・ビヤン・デュラン(スペイン国際人権法協会)、ファビオ・アゴストーニ(パパ・ジョバンニ・23)、マウラ・メルセデス・ロッシ(パパ・ジョバンニ・23)、及びミコル・サリバ(国際民主法律家協会)の各位(以上、五十音順、敬称略)である。

3. 調査内容のまとめ

(1) 作業部会第4会期中止及びキューバによる「平和への権利」宣言案提出の背景と動機について

作業部会第3会期(2015年4月)の終了以後、「平和への権利」に関する政府間交渉の調整役を担ってきたのはキューバ政府であったとみなされている⁵。ただし、今回の調査では、キューバ政府が精力的に国家間交渉を行っていたという印象を持つNGOは存在しなかった。キューバ政府は、作業部会第4会期の開催まで1か月を切った本年6月20日に政府間の非公式折衝を開催した。これにはNGOの出席も認められていたため、今回の調査で折衝の内容をある程度知ることができた。この折衝の際にキューバが提示した宣言案は、作業部会第3会期の最終日に作業部会議長が提示した宣言案(以下、議長案と呼ぶ)⁶と同一のものであり、本年7月の人権理事会に提出されたものとは異なるものであった。また、キューバは、人権理事会への宣言案提出前に2回目の政府間非公式折衝の開催を約束したが、この約束は果たされなかったため、人権理事会に提出された宣言案(以下、キューバ案と呼ぶ)は、事前には非公式折衝にも示されていないもので、「平和への権利」宣言案をめぐる国連での事態は極めて急な展開となった。

ただし、キューバ案は、議長案と比較した場合、実質的に内容の劣るものではない。本文第1条の権利規定から、人権規定として適切でないと批判のあった安全(security)という概念、すなわち「安全が維持されるように((such that) security is maintained)」という権利を性格づける文言が削除された点⁷や、同第3条にフォローアップ機関としてユネスコへの言及が、また同第4条

に平和教育の規定が挿入された点など、キューバ案には議長案から一定の前進があったと評価される。さらに、キューバ案では、人民（集団）が権利主体として復活していない点も、伝統的な人権概念の観点からは歓迎されるだろう。

したがって、今回のキューバ政府による宣言案の提出は、ジュネーブに常駐する欧州の各NGOにとっても、またおそらくは多くの政府代表にとっても十分に練られた計画とは理解されなかったものの、一定の評価を得た。そのような評価を得た背景としては、ここ数年、シリア内戦の泥沼化なども影響し、「平和への権利」について議論する環境は悪化の一途をたどっている、という見方がジュネーブの市民社会に広がっており、作業部会第4会期を開催しても「平和への権利」について有意な政府間合意を形成するのは困難であろう、と考えていたNGOが多かったという事情もある。さらに、第4会期の議長選びが難航していたこと、また、第4会期では「平和への権利に関する宣言」という宣言案のタイトルについても「平和への権利」に反対する国から修正動議が出される、というネガティブな情報が流れていたことから、第4会期の開催は宣言案を大きく後退させる可能性さえあると考え、その開催を危険視していた人もいた。そのような背景から、キューバによる宣言案の提出（と第4会期の中止）は、唐突ではあっても支持できる、と考える人々が一定程度存在している。

一方で、キューバによる宣言案の提出は、人権理事会で正式に決定されていた作業部会第4会期開催の約束を反故にするもので、国際社会の合意に基づくものではない、と批判する立場もある。また、「平和への権利」を議論する環境が厳しいという見方は共有するものの、「平和への権利」に反対してきたEU諸国などにも変化の兆しは見えおり、より粘り強い合意形成の努力を試みるべきであった、という意見もある。

上記のようなキューバ案における条文の修正を検討する限り、キューバ案の作成には、これまでの「平和への権利」に関する議論に貢献してきたキューバのジュネーブ代表部が関与していたと推測される。しかしながら、このキューバ案を人権理事会に提示する決定には、ハバナ本省の主導による政治的動機が大きく関与していたと思われる。これは、人権理事会におけるキューバ代表の決議案（宣言案）提案趣旨説明が、「平和への権利」の国際法典化という本来の議論から完全に離れて、もっぱらキューバの仲介によるコロンビア内戦の和解達成を記念するものとして展開された点からも明らかである⁸。この見方は、宣言案提出を支持するNGOにもある程度共有されており、キューバを、「平和への権利」宣言案の救済者とまで評価する者は少ない。

キューバ政府による宣言案の提出が、国連の作業部会という「平和への権利」に関して市民社会にも開かれた国際的議論の場を強制終了させてしまった側面は誰も否定できないため、これを正当化するためには、第4会期の開催が、「平和への権利」宣言案にとって致命的なリスクを負わせるものであった、という理解をとるしかないだろう。しかし、上述のように、そのような理解

もあるが、それが一般的であったとはいえない。今回の宣言案提出が政府間で受け入れられた背景は、むしろ「平和への権利」について合意を形成することが困難な状況において、多くの政府が議論する意欲を失い始めてきたためではないか、との観察が妥当であるように思われる。6月の非公式政府間折衝における議論が非常に低調なものであったという情報や、キューバ自身が約束していた第2回目の非公式政府間折衝さえキャンセルされたことは、その観察を裏付けているように思われる。

（2）人権理事会で採択された「平和への権利」宣言案に対する評価について

人権理事会は、キューバの提案に基づき、賛成34か国、反対9か国、棄権4か国で「平和への権利」に関する宣言案を採択した。この宣言案は、37段の前文と5条の本文から構成されており、そのベースとなっているのは、前述の議長案である。この議長案には、作業部会第3会期で合意された内容を反映している部分と、議長が独自に作成した部分が混在しているが、「すべて人は平和を享受する権利を有する(Everyone has the right to enjoy peace)」と規定する最も重要な本文第1条は、議長の作成によるものである。当該条文の文言は「アセアン人権宣言」第38条⁹に由来するものであり、議長がアセアン加盟国の提案を受け入れたことは明らかである。筆者自身も、作業部会において一部のNGOがアセアン諸国に対してロビーイングを行っていたのを目撃している。しかし、作業部会第3会期では、第1条についていかなる合意も形成されていないばかりか、そもそも当該条文案に関する実質的な審議すら行われていない。第3会期で審議対象とされた第1条の文案は、議長案（すなわちキューバ案のベースとなっている規定）とは全く異なり、人権、平和及び発展の文脈における生命権を規定したもので¹⁰、第3会期では当該文案について簡単な審議をしたに過ぎない¹¹。また、キューバ政府も、人権理事会における決議案（宣言案）の提案趣旨説明において、第1条の趣旨を説明していない。さらに、第2条以下の条文でも、この権利の具体的内容はほとんど明記されていない。したがって、第1条は、その合意形成過程も権利内容も曖昧であり、今後の解釈・運用に関して極めて不安定な要素をはらんでいる。

しかしながら、それでも、この宣言案が国連総会で採択されるとするならば、国連宣言として初めて公式に個人の平和を享受する権利を認めることになる。したがって、その意義は大きい。インタビューしたNGO関係者のうち一定数の人々は、それゆえに、この宣言案を肯定的に評価している。肯定的に評価している人の中には、客観的にかなり高く評価している人と、これ以上に明確な平和への権利を規定する第1条は（たとえ作業部会第4会期を開催したとしても）望めなかったという点で現況において取りうる最大の成果として限定的に評価している人に分かれる。冗長で焦点の定まらない前文や、第2条以下にほとんど見とれるところのない本文全体を度外視し、

第1条だけでも当該宣言案は意義があるという評価は、あながち誤りとはいえない。上記のように、安全 (security) から分離された平和に対する個人の権利が規定されたことは十分に評価されるべきである。もともと国連総会の宣言には、各時代の国際的な潮流の出発点や到達点としての象徴的な役割を果たすことがあり、個人の平和を享受する権利を規定する当該宣言案が採択されれば、「平和への権利」を国際的に認知させるための潮流を作り出す可能性が残されていることも否定はできない。

しかし、一方で、この宣言案を評価できないという意見の人たちもいる。その理由としてあげられる点は、主として3つにまとめることができる。第1に、この宣言案は、1984年の「人民の平和への権利に関する宣言」¹²よりも後退した内容になっている、という見方。たとえば、1984年の宣言では第3条で「(人民の) 平和への権利」は国際関係における武力行使の放棄、とりわけ核戦争の廃絶を要求すると規定しているのに対し、今回の宣言案には同種の規定が欠けている点など。2点目は、今回の宣言案では、「平和への権利 (平和を享受する権利)」の内容規定にあたる部分がほとんどないこと。3点目は、今回の宣言案は、2008年以降続けられて来た合意形成手続きとは形式的に切断されたキューバ案として、しかも人権状況が芳しくない国々をも共同提案国として提出されたことである¹³。

このなかでも特に深刻なのは、権利内容に関する規定を欠いたことによって、宣言採択後のフォローアップが非常に困難になりうるという問題である。今回の宣言案の場合、フォローアップの手掛かりになるのは、主として第3条のユネスコを中心とした平和教育の条文のみである。軍縮などの具体的権利内容や宣言の実施措置などを含む14条に及ぶ規定を有していた2012年の人権諮問委員会案¹⁴と比較すれば、今回の宣言案がいかに内容の薄いものであるかは一目瞭然である。個人の平和を享受する権利を規定するという歴史的意義があるといっても、もし仮にフォローアップが果たされず採択と同時に忘れ去られてしまうならば、その象徴的な役割さえ全うできないかもしれない、と考えるならば、この宣言案に対する評価は消極的になると思われる。国際社会では、国内社会と比較して法と政治の分離が進んでいないため、条約であれ国連宣言 (総会決議) であれ、国際法規の解釈・適用に当たっては、当該法規の採択・制定過程、趣旨、目的などが大きな影響力を持つことを考えても、今回のキューバ案の提出手法は決して望ましい形とはいえない。

(3) 今後の市民社会の活動方針について

今後、この宣言案は、本年9月から開催されている国連総会において、年内にも採択される予定である。人権理事会における採択状況から見る限り、総会でも投票に付されれば否決される可能性は低いと思われる。そこで、この宣言案をめぐる、今後どのような市民運動を展開して

いくべきかについて欧州の市民社会 (NGO) は大きく2つの立場に分かれている。

ジュネーブを中心とする多くのNGOは、人権理事会における宣言案の採択を一般社会に広報し、また国連総会での採択に際して反対票を少しでも減らすことを目指して、宣言案への支持を各国政府に呼びかける方針である。コンセンサスを強めることによって、宣言の価値を高め、採択後のフォローアップを順調に進めたい、という考えである。

この方針に賛同する人たちのなかには、上述の理由から宣言案を高く評価しない人たちも含まれている。宣言案を積極的に評価はできないが、それでも、これが国連総会で採択されることがほぼ既定路線となった現状では、少しでもこの宣言案を有効活用する方向で動くしか現実的選択肢がない、という立場である。

一方で、この宣言案は支持するに値しないと判断した上で、国連総会での否決を目指して運動していく方針のNGOもある。この宣言の総会における採択を静観するのではなく、ニューヨークの各国国連代表部に対して積極的に反対票を投ずるよう働きかける、というものである。

キューバ案は、上述のように、もともとスペイン国際人権法協会や人権諮問委員会が目標とした「平和への権利」の国際法典化、すなわち実定法上で運用にたえうる内容を持った権利としての「平和への権利」の承認には至っていないため、市民社会としてこれを支持できないという主張は、それなりの根拠がある¹⁵。キューバ案が人権理事会で採択された現在に至ってもこれを支持せず、より詳細な権利規定の宣言にこだわることは、無いものねだり (非現実的な要求) に過ぎないと批判する向きもあるが、一方で、市民社会 (NGO) は、国家利益の追求を重視し政治的駆け引きに陥りがちな政府とは一線を画して、あくまでも信念に基づく主張を貫くべきである、との立場から、キューバ案への不支持表明を評価する向きもある。

「平和への権利」を国際法上で実施可能な人権として確立させるためには、キューバ案を法典化運動の到達点としては認めず、市民社会が先導して権利内容を精査・具体化するための活動を継続する必要があることは明らかである。現在NGO相互間に生じている立場の相違は、権利内容の精査・具体化を宣言採択後のフォローアップに求めるのか、それとも宣言案自体の練り直しを求めるのか、という運動方針の違いともとらえることができるだろう。したがって、キューバ案の国連総会における採択に反対するNGOの活動は、「平和への権利」の承認そのものに反対する立場と混同されてはならない。

これまで「平和への権利」に関する国際法典化運動を一緒に行ってきたNGOの間に、こうした分裂の状況が生じたことは、不幸なことといえる。しかしながら、市民社会には、常に自由で多様な意見表明と活動が許されるはずである。今回の宣言案は、上記のような長所と短所をあわせ持っている点を考慮するならば、それを全世界のNGOがこぞって応援する社会よりも、これをめぐる立場が分かれる社会の方がむしろ健全といえるだろう。無責任な第三者的論評ととられ

ては困るが、どちらの運動方針をとるNGOも、それぞれに「平和への権利」の実現に向けて真剣に考え、取り組んできた結果としての立場の相違であるとするならば、2つの立場の競合する現状も、長い目で見れば「平和への権利」に関する議論の活性化と権利の実現につながると信じたい。

- 1 この調査は関東学院大学法学研究所2016年度共同研究プロジェクトの一部でもある。
- 2 UN Human Rights Council Resolution A/HRC/RES/30/12, 13 October, 2015.
- 3 UN Human Rights Council Resolution A/HRC/RES/32/28, 1 July 2016.
- 4 Note by the Secretariat, UN Human Rights Council, A/HRC/33/60, 22 July 2016.
- 5 作業部会第1会期と第2会期及び第2会期と第3会期の会期間非公式折衝については、作業部会の議長であったクリスチャン・ギジェルメ・フェルナンデス（コスタリカ大使）に調整役としての権限が正式に与えられていた。しかし、第3会期末に同議長が退任を表明したこと、また、第4会期の開催が未定のまま第3会期が終了したために、以後、正式な調整役は置かれていなかった。
- 6 Annex to the Report of the open-ended intergovernmental working group on a draft United Nations declaration on the right to peace on its third session, A/HRC/29/45, 26 May 2015, p.16.
- 7 キューバ案では、下記の議長案第1条からイタリック体で示した部分 (*security is maintained*) が削除された。
Article 1: Everyone has the right to enjoy peace such that *security is maintained*, all human rights are promoted and protected and development is fully realized.
- 8 本稿の脱稿時点で人権理事会第32会期の公式記録は入手できないため、キューバ政府による決議案（宣言案）の提案趣旨説明は、筆者自身による国連ウェブキャスト（インターネットによる生放送）の聴き取りによる。
- 9 ASEAN Human Rights Declaration, adopted by the heads of states of the ASEAN on 18 November 2012.
- 10 Christian Guillermet-Fernández, Letter from the Chairperson-Rapporteur of the open-ended intergovernmental working group on a draft United Nations declaration on the right to peace addressed to the members of the working group, A/HRC/WG.13/2/2, 22 May 2014, p.5.
- 11 UN Report of the open-ended intergovernmental working group on a draft United Nations Declaration on the right to peace on its third session, A/HRC/29/45, 26 May 2015, paras. 57-63.
- 12 UN General Assembly Resolution A/RES/39/11, 12 November 1984.
- 13 キューバ案の共同提案国は下記のとおり。
Bolivia (Plurinational State of), China, Cuba, Democratic People's Republic of Korea, Ecuador, El Salvador, Eritrea, Nicaragua, Sudan, Venezuela (Bolivarian Republic of), Viet Nam; See, UN Human Rights Council Document A/HRC/32/L.18, 24 June 2016.
- 14 Report of the Human Rights Council Advisory Committee on the right of peoples to peace, A/HRC/20/31, 16 April 2012.
- 15 スペイン国際人権法協会が求めている「平和への権利」国際法典化の具体的内容は、同協会が中心となって採択された「平和への権利に関するサンチャゴ宣言」に凝縮している。同宣言の8割以上の内容は国連の人権諮問委員会案にも取り入れられていたが、キューバ案にはほとんど反映されていない。
See, "Santiago Declaration on the Right to Peace", 10 December 2010, Carlos Villán Duran(ed.), *The International Observatory of the Human Right to Peace*, Imprenta Narcea, S.L., Spain, 2013, pp.441-480.

国連人権理事会 「平和への権利」宣言採択後の調査を終えて

成城大学大学院 博士後期課程 本庄 未佳

1. 本稿の背景

このたび、国連人権理事会第32会期において「平和への権利」に関する国連宣言が採択された¹。しかし、その採択に至るまで経緯は異例なものであり、同宣言を解釈するうえで考慮しなければならない重要な要素であると考えられる。その経緯とは、昨年に引き続き、第4会期政府間作業部会で「平和への権利」宣言案の討議が予定されていたにもかかわらず、キューバ政府が作業部会の開催直前とも言える時期に独自案を「平和への権利」宣言案として人権理事会に提出し、その独自案が採択されたことである。NGOによれば、キューバ政府は2016年6月に政府間での非公式折衝を行ったが、この際に示された宣言案と最終的に人権理事会に提出した独自案は異なるものであった。

また、そもそも第3会期作業部会で最終的に提示された「平和への権利」宣言案はコンセンサスがあるものではなかった²。同作業部会での討議自体が、宣言案前文の文言の賛否を問うものが主であり、反対国に至っては反対理由も不明確なものが多く、平和そのものについての議論もほとんど行われなかった。

このような状況下で採択された「平和への権利」宣言ではあるが、人権理事会で採択されたことにより、今後、国連総会で採択され、国連総会決議として承認された後、人権規約となるような更なる発展の可能性を有する宣言であることに変わりはない。今回の調査では欧州の各NGOと連携を取りながら、宣言の内容の解釈の精度を高め、賛成及び反対国にさまざまな働きかけをしていくという目標を確認し合うことができた。したがって、平和的生存権を憲法に掲げる日本のNGOとしては、平和的生存権の裁判例、学説を他のNGOと共有し、貢献していくことがひとつの役割であると考えられる。もちろん、法的権能を有しない国連宣言であることが前提ではあるが、国際人権規約及び国連宣言等を国内の人権裁判で裁判規範として活用し、人権侵害の法令の無効及び適用無効の措置が取られることも増加してきている³。そのため、平和的生存権の解釈論の発展のためにも、今回のジュネーブでの調査を踏まえ、キューバ政府の独自案である「平和への権利」宣言を若干の検討を試みたいと考える。

1 Human Rights Council Resolution A/HRC/RES/32/28, 1 July 2016.

2 武藤達夫他「平和への権利作業部会第3会期」『InterJurist』No.185（日本国際法律家協会2015年8月1日）12-36頁。

3 たとえば、高松簡易保険局事件判決（最判昭和56・10・22刑集35巻7号696頁）、遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件（最大決平成25・9・4民集第67巻6号1320頁）など。

2. キューバ政府の「平和への権利」宣言案についての若干の検討

(1) 前文

キューバ政府による「平和への権利」宣言(以下、キューバ案とする。)の前文の特徴の一つは、国連憲章をはじめとする既存の国連宣言及び国連文書を多様に引用している点である。たとえば、キューバ案前文冒頭のパラグラフ5までは、自由権規約、社会権規約、ウィーン宣言及び行動計画、持続可能な開発目標、植民地独立付与宣言等を詳細に挙げ、キューバ案がこれらの国連宣言等を基礎としていることを明示している。確かに、国連宣言等では国連憲章の目的と原則に従事することを掲げるものは数多く存在するのは当然のことである。しかし、キューバ案前文後半部分は他の国連宣言等の文言がそのまま引用されているものが多く、平和への権利宣言の独自性を見出しづらい可能性があると考えられる。

特に、キューバ案前文パラグラフ9には、「国連憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言」を挙げているが、同パラグラフのみでなく、キューバ案前文後半部分は同宣言の引用が多くなされている。また、国際連合教育科学文化機関憲章を基礎として、平和の文化に関する宣言、文化的多様性に関する世界宣言、寛容の諸原理に関する宣言、民族的または種族的、宗教的及び言語少数者に属する人々の権利に関する宣言、また、人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に関する世界会議宣言の文言も後半部分で数多く引用されている。これは、第3会期作業部会で米国が既存の国連文書等で合意されている表現以外を用いるべきではないと主張したことが影響している可能性がある⁴。この発言がなされたころの作業部会の進行方法は、議長がパラグラフごと示された各国の提案について、米国とロシアに対し再確認をするような議事進行がなされていた。

今回の調査でNGOのなかには、キューバ政府がキューバ案の採択を急いだことと、米国とキューバの国交回復に関する政治状況が全くの無関係であったと見ることはできないという見解も存在した。しかし、キューバ政府は第3会期での米国の反対パラグラフを全て削除した宣言案を提示していたわけではない。

たとえば、パラグラフ18の「人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で不可譲の権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」という文言である。この文言は、世界人権宣言からの引用であるが、米国及びEUはこの表現では人権が何らかの条件に依拠しているかのような解釈の余地を残し、人権にそのものの考え方に関わるため強く反対の意を示し、削除を求めた。また、発展への権利についての言及は、米国の反対により、議論は中断され未決定のまま次の議論へと進み、翌日に示された資料では発展への権利は削除されていた。しかし発展への権利は、パラグラフ3で同権利を想起することが明示されている。

⁴ 武藤達夫他、(前掲註2) 29-30頁。

(2) 本条

次に、第3会期作業部会で提示されていた議長案第1条は、「すべての人は、平和と安全、人権及び発展を享有することができる。」⁵ というものであった。議長は同条が国連憲章の3つの柱である「平和」、「人権」、「発展」を中心として作成したことを中心として作成したことを説明したが⁶、参照条文は、世界人権宣言第2条、ASEAN人権宣言第38条と示唆されている⁷。確かに、「すべての人は、……享有することができる(Everyone is entitled to)」という規定は、世界人権宣言第2条そのものであり⁸、「平和を享受する(to enjoy peace)」という規定はASEAN人権宣言第38条⁹、「平和、人権、発展(peace, human rights, development)」という規定は国連憲章の3つの柱であると考えられる。この議長案第1条へは、米国をはじめとした反対国は支持する意を表明していた。それに対し、賛成国は「the right to peace」という文言が規定されていないことへの批判が集中した。確かに、権利という文言が直接的に存在していないことは消極的であるが、「be entitled to」という文言は、他の人権宣言でも用いられており、「享受する権利、資格を有する」と訳される場合も多くある¹⁰。最終的な第3会期作業部会案は、「すべての人は、安全が維持され、すべての人権が促進及び保護され、かつ、発展が十分に実現されるような、平和を享受する権利を有する」というものであった。

そして、キューバ案では、「すべての人は、すべての人権が促進及び保障され、かつ、発展が十分に実現されるような平和を享受する権利を有する」というものとなった¹¹。キューバ案では、平和の内容について明確な定義が積極的になされたわけではないが、本条は、平和とはすべての人のすべての人権が促進及び保され、かつその人権の発展が十分に実現されることを意味

⁵ United Nations Human Rights Council, Third session of the open-ended intergovernmental working group on a draft United Nations declaration on the right to peace (20-24 April 2015), Revised text prepared by Chairperson-Rapporteur pursuant to Human Rights Council 27/17 of 25 September 2014, p.3.

⁶ 武藤達夫他(前掲註2)24頁。UN Report of the open-ended intergovernmental working group on a draft United Nations Declaration on the Right to Peace on its third session, A/HRC/29/45, 26 May 2015, paras. 57-63.

⁷ United Nations Human Rights Council, Third session of the open-ended intergovernmental working group on a draft United Nations declaration on the right to peace (20-24 April 2015), References used for the revised text the Chairperson-Rapporteur, p.4.

⁸ Universal Declaration of Human Rights, adopted and proclaimed by General Assembly resolution 217A(III) of 10 December 1948. 当該規定は、外務省による仮訳に基づく。

⁹ ASEAN Human Rights Declaration, adopted by the heads of states the ASEAN on 18 November, 2012.

¹⁰ たとえば、H.G. Wells, The New World Order-Whether it is attainable, how it can be attained, and what sort of world a world at peace will have to be, Read Books Ltd., 2013, pp.116-121.

¹¹ UN Human Rights Council Document A/HRC/32/L.18, 24 June 2016. 筆者仮訳

していると解釈することができる。つまり、人権としての平和という概念を国際的に作り上げたことを意味すると考えられる。

キューバ案第3条、第4条では国家及び国連組織以外にも国際連合教育科学文化機関や平和大学によるフォローアップが明示されているが、権利内容の抽象性という問題は残されたままである。この点平和的生存権は、もちろん軍事力の否定を本質的要素としているが、権利内容の抽象性という問題に対して9条によって権利実現の具体的手段を明示し、軍事力の否定と人権一般を結合していることは¹²、大きな差異と考えられる。

また、日本国憲法前文にある平和的生存権は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と規定されている。この「恐怖と欠乏から免かれ」という文言はキューバ案第2条に引用されているが、「国家は……恐怖と欠乏からの自由を保障すべき」と規定されていることから解るように、自由権として国家による保障を求めているに過ぎない。しかし、平和的生存権は戦争・軍事力以外の手段によっても民衆の生存を奪われないため、「社会権・生存権を含みそれを重視し」としていると考えられる¹³。

(3) 享有主体

キューバ案と平和的生存権における共通点のひとつはその享有主体を個人と明示していることと考える。

ここで、日本国憲法前文第2段落を平和的生存権の根拠する学説¹⁴の立場に依拠しつつ、少し平和的生存権の享有主体について言及したい。憲法学者の山内敏弘は、平和的生存権が、国民の立場から政府に対し、国民の生活や生命が基本的人権であるとし、恐怖と欠乏からの自由といった、すぐれて個人的、具体的な人権と並べて書いていることからしても、「全世界の国民」をすぐれて具体的・実在的な国民個人、あるいは集合体と捉えるべきであると述べている¹⁵。また、憲法学者の浦田賢治は、「対外的関係では、国家(民族)の他国(他民族)に対するものがあるが、対内的な関係では、国民(集団、個人)が、平和条項により法規範的拘束を受けた公権力に対して直接主張できる権利である」と示している¹⁶。憲法学者の深瀬忠一によれば、国民とは個人が主体と解釈するが、さらに集团的・地域的・国民的・国際的に連帯しうると考え、権利の普遍性と平等性ゆえに、在日外国人にも同様の保障が及ぶべきであり、国際的

12 浦田一郎『自衛力論の論理と歴史』(日本評論社 2012年)24頁、「第五章 平和的生存権」樋口陽一編『論座憲法学2・主権と国際社会』(日本評論社 1994年)144頁。

13 浦田一郎『自衛力論の論理と歴史』(日本評論社 2012年)25頁。

14 たとえば、浦田一郎「第五章 平和的生存権」樋口陽一編『論座憲法学2・主権と国際社会』(日本評論社 1994年)139頁、山内敏弘『平和憲法の理論』(日本評論社 1994年)270頁。

15 山内敏弘『平和憲法の理論』(日本評論社 1994年)285頁。

16 浦田賢治「憲法裁判における平和的生存権」有倉遼吉選任記念『現代憲法の基本問題』(早稲田大学出版 1974年)39頁。

人権保障の必要性を明示している¹⁷。

第3会期作業部会では、インドネシアが「すべての人及び人民は平和を享受する権利を有する」という文言を挿入することを提案した¹⁸。これは、ASEAN 人権宣言第38条の享有主体に依拠した提案と考えられる¹⁹。しかし、キューバ案では「すべての人」のみが規定されており、集団としての人民の権利としての解釈部分が削除されたと考えられる。したがって、平和的生存権の享有主体を個人と解釈する諸学説との比較検討が必要と考えられる。

3. 今後の課題

キューバ案第1条は、第3会期作業部会案と比較して、「安全(security)」という文言が削除された。国連憲章では、「国際の平和及び安全」という文言が多用されており、この安全とは、安全保障理事会の基礎的な原理であるとも考えられる。第3会期作業部会では、生命の権利に言及した前文パラグラフ25で、米国は生命の権利の削除を強く提案し、その代わりに「安全(Security)」という文言を挿入するべきであると提案した²⁰。これは、平和が人権ではなく、安全保障理事会によって維持されているという米国及び反対国の一貫した姿勢であった。「安全(Security)」という文言が削除され、平和のみを人権として規定した第1条は、これで初めて武力によらない平和の実現を人権として可能にすると考えられる。

しかし、平和的生存権を持つ我々日本であっても、個人の平和とSecurityが相反する状況にあり、個人の平和よりも、公共のSecurityを重んじる傾向が強い。その象徴のひとつは基地周辺で生活する住民の平和的生存権であると考ええる。また、キューバ案前文では、テロリズムに関する廃絶措置宣言に依拠し、テロに対する積極的な言及がなされているが、現在、テロ行為は集団ではなく、「個人型」テロが国家安全保障を悩ませており、「安全(Security)」を守るため国家による個人の人権侵害が懸念されている。

平和への権利が、その享有主体を個人に定めていることの真の意味は、少数派の人権を保障するということは、平和の問題を国家に委ねるのではなく、個人に委ねていることにその価値を見出すことができる²¹と考えられる。国際的にも、国内的にも、我々自身が人権としての平和を保障する担い手として、平和と安全の不可分一体性を人権という視点から改めて考え直すことが今後の課題のひとつである考える。

17 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店 1987年)227頁。

18 武藤達夫他(前掲註2)25頁。

19 ASEAN Human Rights Declaration, ibid., 7.

20 武藤達夫他(前掲註2)28頁。

21 浦田一郎(前掲註12)149頁。

軍隊のない国家研究の最前線 (2) ——クリストフ・バーベイ『非軍事化——軍隊のない国家』の紹介

東京造形大学教授 前田 朗

前回に続いて、バーベイの著書『非軍事化——軍隊のない国家』を紹介する。

* Christophe Barbey, Non-Militarisation: Countries without Armies. Identification criteria and first findings. Åland fredsinstitut, The Åland Island Peace Institute, 2015.

二 軍隊のない国家

3 識別の法的基準 (承前)

バーベイは法的基準についてさらに詳しく論じる。

(a) 第1に、法的基準が明示されている場合である。

コスタリカ、キリバス、パナマは憲法が軍隊を設立しないことを明示する。コスタリカ憲法第12条では、コスタリカは緊急事態に警察力の再編をすることとされているが、二度にわたって侵略された際にも軍隊を設置しなかった。パナマ憲法第310条、311条、312条も特別警察組織の設置規定である。キリバス憲法第126条には緊急事態における警察力の再編も規定されていない。

1949年のコスタリカ憲法第12条は「恒久制度としての軍隊は廃止する。公共秩序の監視と維持のために必要な警察力は保持する。大陸間協定により又は国防のためにのみ、軍隊を組織することができる。いずれの場合も文民権力に常に従属し、単独又は共同して、審議することも声明又は宣言を出すこともできない。」とする。

1979年のキリバス憲法第126条は「キリバス警察、刑事施設、海洋保護サービス、海洋訓練学校以外に、軍隊は設置しない。」というものである。

1994年のパナマ憲法第310条は「パナマ共和国は軍隊を保有しない。すべてのパナマ人は、国家の独立と領土の防衛のために武器を持つ義務がある。公共の秩序の維持、国家の管轄権に属する者の生命、名誉、財産の保護のため、および違法行為の予防のため、法律により、独立の指揮権と職員名簿とともに、必要な警察組織を編成する。外部からの侵略の脅威のある場合、一時的に法律によって、共和国の国境と管轄を保護するために、特別警察組織を設置する。共和国大統領は、本章において設置されるすべての組織の指揮官である。警察組織職員は文民に属する。そのため、職務の遂行に当たっては、国家、州、地方当局が発する命令を尊重する。」とする。

次に、1921年のリヒテンシュタイン憲法第44条は平時には軍隊を設置しないこととしている。必要時には軍隊を設置できるが、第二次大戦の危機においてさえ軍隊を設置しなかった。リヒテンシュタインとスイスの間には貨幣や国境に関する協定があるが、防衛協定はなく、ともに永世中立国である。2003年に憲法改正がなされたが、第44条に変更は加えられなかった。

リヒテンシュタイン憲法第44条は「武器を保有するすべての者は、60歳に達するまでは、緊急事態における自国の防衛に奉仕する責任がある。この緊急事態以外に、警察部隊および国内秩序の保全の条項に必要な限りを除いては、軍隊を編成または保持しない。本件に関する詳細な規制は法律をもって決定される。」とする。

なお、バーベイは日本について次のように述べる。

「日本は憲法第9条において軍隊を明示的に禁止する基準を有するが、実際には世界で最も強力な軍隊の一つを保有している」。

(b) 第2に、憲法が軍隊について沈黙する形での非武装である。憲法に軍隊を設置していなくても、現に存在しない軍隊について憲法が何も言及していない場合である。憲法が沈黙していると言えるためには、憲法起草過程に関する情報や、憲法の比較分析が必要である。

ナウル、ツヴァル、ヴァチカンの憲法は警察について十分詳細に規定しているが、軍隊の設置についての言及がない。ナウル憲法第68条及びツヴァル憲法第157条は警察の根拠規定である。ヴァチカン憲法第14条は、ローマ教皇のボディーガードとしてのスイス警備兵についての規定である。

アイスランド憲法第75条は、防衛のための武器保有を認めるが、第31条は徴兵制を否定する。アイスランドはNATOの集団的安全保障に入り、アメリカとのサブ協定の下にあるが、そこにはアイスランドは数世紀にわたって非武装であると記されている。

(c) 第3に、憲法は沈黙しているが、国際協定によって示されている場合である。憲法は警察についても軍隊についても言及していないが、他国との条約において防衛問題について言及がなされている。

アンドラはフランス及びスペインと主権保障協定を結んでおり、重大な危険の場合、フランス及びスペインがアンドラ政府と協力し、適切な措置について協議する義務を有する。

クック諸島はニュージーランドと協定を結び、ニュージーランドがクック諸島を支援することになっている。もしクック諸島が軍隊を保有したいと考えた場合にもニュージーランドが支援する。

ニウエも、クック諸島と同様に、ニュージーランドと協定を結んでいる。

モナコはフランスと協力協定を結んでいるが、必要な場合、モナコと協議してフランスが防衛に当たることになっている。

(d) 第4に、国際協定によるが、憲法が沈黙していない場合である。

1979年のパラオ憲法第2条は、防衛問題について他国との協力を国民投票にかける場合を

予定していた。1994年、アメリカ合州国との間に自由連合協定を結んだ。パラオ憲法はその制定時、非核条項を有した。核に関する活動を認めるには国民投票により四分の三以上の賛成を得る必要があった。しかし、国民投票で四分の三を得ることはできなかった。結果として、憲法改正により、四分の三ではなく二分の一以上で良いことに変え、その後の国民投票によりアメリカ軍の核活動を許容することになった。ここで非核条項は死文化したことになる。それ以来、憲法と自由連合協定の下にあるが、米軍が駐留しているわけではない。

マーシャル諸島憲法には多くの防衛関連条項があり、二つの人権条項がある。一つは、平時に所有者の同意なく軍隊が通過することの禁止である。アメリカ軍が条約に基づいて駐留した場合に、この条項が意味を有することになる。もう一つは、徴兵制の禁止である。憲法第2条2項は奴隷や、任意でない役務を禁止し、そのc項に強制的な軍役を掲げている。

ミクロネシア憲法は、国防は立法権の管轄と定める。安全保障問題を憲法ではなく法律事項としている。1986年にアメリカ合州国との間に自由連合協定を結んだ。2003年に協定の見直しが行なわれたが、防衛条項に変化はない。

(e) 第5に、憲法には言及がなく、他の関連条項が軍隊に言及している場合である。多くは人権条項である。

ドミニカ国、グレナダ、モーリシャス、ソロモン諸島、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディンズの憲法は、軍役に代替するサービスは強制労働ではないという規定である。これらは大英連邦のガイドに由来する。セントキッツ・ネーヴィス、サモア独立国、トゥヴァルにも類似の規定がある。セントキッツ・ネーヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディンズの憲法には兵士の宗教的自由の保護規定がみられる。これらの規定は軍隊がない場合には適用されない。良心的兵役拒否の類似条項はキリバス憲法第6条にもある。

(f) 第6に、憲法・法律が軍隊の存在と組織に言及しているため、法的基準のない場合である。憲法には軍隊が予定されているのに、実際には軍隊のない国家が2つある。

ハイチは、1995年の法律によって軍隊が廃止されたが、憲法は改正されないままである。軍隊を廃止するための憲法改正には、議会における2度の投票を要する。

サンマリノには包括的な意味での憲法典がなく、法律に軍隊の存在が示されているが、実際には存在しない。

バーベイは、以上の結果を次のようにまとめている。

「検討した26カ国の内、4カ国は軍隊を完全に禁止し、4カ国は憲法において軍隊に言及することを意識的に避けている。この8カ国については、法的レベルにおいて軍隊を再建するためには、憲法改正が必要である。他に7カ国については、条約改正が必要である。7カ国の内5カ国については、軍事事項の憲法上の位置づけゆえに、憲法改正も必要である。しかし、国家の規模ゆ

えに、それはありそうにないことでもある。他の2カ国（マーシャル諸島とミクロネシア）については、軍隊は憲法事項であるという一般原則の例外として、国会の決定により軍事事項を決定することができる。にもかかわらず、この2カ国は、現状を変更するためには新しい法律を必要とし、法改正することなく軍隊の存在を許すことはできない。以上の15カ国については、法的基準がそろっており、現行法は軍隊保有を許容していない。他の9カ国については、憲法は軍隊が存在しないことに言及していないし、もし軍隊を設置した場合に軍隊がどのように統制されるべきかを明示していない。最後の2カ国、ハイチとサンマリノは、法律が軍隊の存在を許容している。この11カ国については、軍事事項の地位について憲法も法律も十分明確にしていけないので、これらの諸国に軍隊が存在するか否かを判断するために、事実上を依拠することになる。」

<紹介者コメント>

バーベイの調査・検討は、日本ではこれまで知られていないことと言って良いだろう。日本では、1949年のコスタリカ憲法に関する知識はかなり広まっているが、キリバス、リヒテンシュタイン、パナマについては十分知られているとは言えない。

特にリヒテンシュタインは1868年に軍隊を廃止し、1921年憲法で非武装を明示した。1946年の日本国憲法よりも古いのに、日本の憲法学はこれを見逃してきた。「憲法9条が最初の非武装憲法だ」という主張の根拠がなくなってしまうため、あえてリヒテンシュタイン憲法を見逃してきたのだろうか。バーベイは、リヒテンシュタインが第二次大戦時にも武装しなかったと明示している。リヒテンシュタインはスイスとオーストリアの間にある小国である。第一次大戦時にも武装しなかった。ナチス・ドイツがオーストリアを併合したため、ナチス・ドイツと国境を接することになった時にも武装しなかった。リヒテンシュタイン家は個人としては世界最大規模の美術品収集で有名であり、ヒトラーがこれに目をつけて、ウィーンに保管されていたリヒテンシュタイン家の美術収集品に触手を伸ばそうとした。リヒテンシュタインは必至の大輸送作戦により美術収集品を隠匿し、ナチス・ドイツの魔手から逃れたことは有名である。今日、リヒテンシュタイン家の豊かな美術品はウィーン及び首都ファドゥーツの美術館で公開されている。第二次大戦が勃発しても武装せず、その後、ユダヤ人の亡命を手助けしたことも知られている。

移民問題

フィリピン人権国際委員会 (ICHRP) 総会と フィリピン人権国際会議 (ICPRP)

弁護士 長谷川 弥生

1 概要

2016年7月21日から24日まで、(International Conference for Human Rights in the Philippines、以下「ICHRP」という。)の総会と、ICHRPによる国際会議(以下「ICPRP」という。)に参加しました。会場は、デュテルテ大統領の出身地であるミンダナオ・ダバオ市内で、町中にデュテルテ大統領をたたえるポスターや横断幕などが掲げられていました。一方で町には武装した警察官があふれ、物々しい雰囲気もありました。会議の参加者数は300人を超え、フィリピンの現地NGOの他に、EUやアメリカから大代表团、アジアからも韓国、香港、インドネシア、マレーシアなど多くの国が参加していたのが印象的でした。日本からは、青法協議長の原弁護士、京浜ユニオンの迫田さん、ミгранテインターナショナル名古屋支部のロサーナさんと私の4人が参加しました。



2 ICHRP 総会

ICHRPのメンバーはみな、壇上にあがると迫力のある演説をされます。また演説の終わりには、一人の掛け声に合わせて会場みんなが一定のリズムにのったスローガンの掛け声をかけ合います。さまざまな種類の掛け声があり驚くとともに、会場の団結を感じました。みなとにかくよく食べ、休憩時間もよくしゃべります。しかしなごやかな雰囲気とは裏腹に、深刻な人権問題についての報告や議論が行われました。外資系企業や地主などによる搾取、不安定な雇用システム、移民が受ける人権侵害、先住民の迫害、10年以上にも及ぶ超法規的殺人や強制失踪、などです。とりわけ、会議が開催されたミンダナオ島ではいままさにルマド民族が、鉱山開発のために先祖代々の土地を追われ収容施設に収容されており、ルマド民族の問題に注目した会議でした。会議の始まった数日前にも、会議場近くで二人のルマド民族の活動家が集会後の帰宅途中に何者かにより殺害されるという痛ましい事件が起こり、そのような事件は日常的に発生しているとのことでした。

た。デュテルテ政権のジュディ・タギワヨ社会福祉開発大臣(写真中央)も会議に参加されていて、気さくに話しかけてくださいました。



3 ICPRP

1日に全体会、2日目には分科会が行われました。分科会は9つに分かれており、私はNUPL主催の分科会に参加しました。フィリピン固有の問題として、現在インドネシアで問題になっているジェーン・ヴェロッソ事件、船乗りとしての出稼ぎにまつわる深刻な人権侵害、ほかにも他国における同様の移民問題、また、フィリピンに限らず移民問題への法での対処に限界があること、



等についての報告がありました。私はJALISAとNUPLの共同で取り組んでいる移民問題について、JALISAのインターンとして来日しているブッチさんを中心とした日本での取り組みについて報告しました。受入国における法律家や支援者と協力して移民問題に取り組むことは有益で重要な事業である、と評価を受けました。

4 日本支部の活動について

帰国後の2016年8月22日、今後3年間のICHRP日本の活動について、ブッチさんと協議しました。ちょうどフィリピン政府とフィリピン共産党がノルウェイのオスロにて和平会議が開始された日でした(写真)。ICHRP日本では、ブログやフェイスブックを通じての情報発信からはじめて声明を出したり勉強会を開催したりしたいと思っています。いまのところ会員数は少ないですが、ご興味のある方はぜひJALISAまでお問合せください。



新会員紹介

北大阪総合法律事務所 事務局 三澤 裕香

はじめまして。三澤裕香といいます。

大阪の北大阪総合法律事務所、事務局として働いています。1999年に働き始め、今年で18年目を迎えました。

小さい頃は、子どもが好きだったのと絵を描くことが好きだったので、幼稚園や学校の先生、絵本作家等になることが夢でした。中学生頃からは人の役に立つ仕事に就きたいと思うようになり、ドラマで弁護士という職業を知り、法学部を目指しました。しかし、司法試験（の勉強）が難しかったので、弁護士は諦め、「家裁の人」の影響で家庭裁判所の調査官を目指しました。頑張ったのですが、試験に2回落ち、就職浪人生活が続けることに精神的に疲れたので、就職活動を始め、たどり着いたのが今働いている北大阪総合法律事務所（以下、「北大阪」といいます）でした。

北大阪で働くまでは、市民運動や平和運動とは全く無縁な、ごくごく普通の標準的な一般市民でした。デモや集会に参加したこともありませんでした。

多分、今の私を知る人は間違いなく私のことを「活動家」だと言うでしょう。何が私を変えたのか。それは、やはり北大阪で働いたことが大きなきっかけだと思います。

北大阪は、いわゆる民主的な事務所です。社会的に意義のある集団訴訟においても、中心的役割を果たしています。

数多い集団訴訟のうち、私は、「自衛隊イラク派遣違憲訴訟」「泉南アスベスト国賠訴訟」の担当事務をすることになりました。法律事務所の事務員というのは、主に書類作成・コピー等の一般事務処理をしています。もともと私は担当事件への思い入れは強い方でしたが、弁護団事件の担当をするようになり、一般事務処理をしているだけでは事件のことが見えない、もっと事件のことを知りたい、そんな思いから、支援団体と一緒にピラマキをしたり、集会に参加する等、活動にも積極的に参加するようになりました。イラク訴訟では、原告にもなり、法廷で意見陳述も行いました。

活動範囲が広がる中で、数多くの弁護士・法律事務員と仲よくなり、いろいろな活動に誘われるようになりました。それまで、興味はあるけれど、弁護士しか参加できないと思い込んでいた活動、ひとりで参加するのは勇気があるなあと尻込みしていた活動に、参加する機会が増えました。

事務局として中堅になり、スキルアップに伴ってできる仕事も増えたので、仕事も忙しいですが、



仕事外でも、憲法ミュージカルのスタッフをしたり、沖縄知事選挙の応援や辺野古の座り込みに行ったり、最近では、戦争法案及び戦争法廃止のデモや集会、街宣に参加したり、活動でも忙しい日々を過ごしています。

私がパスポートを取ったのは、今から10年前のことでした。妹に一度ぐらいいは海外に行った方がいいと誘われて、ようやく取ったパスポートでした。取得当初は、こんなに毎年海外に行くことになろうとは思いませんでしたが、ここ数年は年に1~2回海外旅行をしており、これまで訪れた国は20か国を超えました。

純粋な観光目的の旅は比較的少なく、会議や視察が主目的の旅（もちろん観光とセットですが）が比較的多いです。

これまでの旅の一部を紹介すると、民主法律協会の国際交流委員会の企画で、戦争における日本の加害の歴史を知るためシンガポール・マレーシアを訪問したり、北欧に労働視察に行ったりしました。

憲法9条の素晴らしさを世界中の人に伝えたくて、世界社会フォーラムに過去2回（ブラジル・チュニジア）参加しました。

国によって抱える問題は様々だけれど、せめてアジアの国々が協力・連帯すれば、アジアにおける平和を、そして将来的には世界平和を実現できる気がして、アジア・太平洋地域の法律家たちが参加するCOLAPにも過去2回（フィリピン・ネパール）参加しました。

英語もまともに話せず、読むこともままなりません、日本の殻に閉じこもるのは嫌で、自分の視野を広げるために、海外に行っています。

人見知りではありますが、様々な出会いが自分を成長させてくれるので、人と関わることは好きです。

今回、COLAPVIに参加したご縁で、COLAP（アジア太平洋法律家協会）プロジェクトチームにも加わらせてもらうことになりました。

熱しやすく冷めやすい性格ではありますが、平和への思いが冷めることはありません。専門的な知識・語学力もなく、自分の思いのままに生きているだけなので、私にできることは限られていると思います。でも、平和な世界を作るために何かしたい!という思いはありますので、できることを頑張ります。

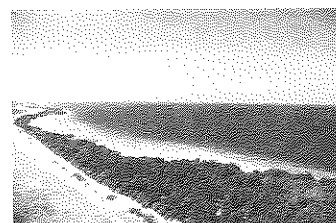
今後ともよろしくお願いします。

JALISA マーシャルスタディツアーのお知らせ

2017年 ビキニデーにマーシャルへ

グアムの東約2,500kmに、29の環礁（サンゴ礁でできたリング状の島）と5つの島から成り立っているマーシャル諸島は、その美しさを「太平洋に浮かぶ真珠の首飾り」と称えられる。

しかし、第1次世界大戦から日本の占領下に置かれ、アジア太平洋戦争末期には、いくつもの島で島民が巻き添えになった。その後、アメリカが1946～58年にかけてビキニ環礁とエニウェトク環礁で行った67回もの核実験により、今なお被爆者に苦しんでいる。なかでも、54年3月1日に、ビキニ環礁で行われた水爆「ブラボー実験」は、東に160キロ地点にいた第五福竜丸など放射性降下物を浴び、マーシャル諸島住民にも大きな被害を与えた。



日本国際法律家協会主催（協力・都立第五福竜丸展示館）マーシャルツアー 2017年2月23日（木）～3月3日（金）

ツアーのポイント

- 毎年3月1日に行われてるビキニデーのセレモニーに参加
- 大学時代からマーシャルに通い続け、「グローバルヒバクシャ」という概念を提唱した竹峰誠一郎氏（明星大学）が案内してくださるので、被爆者、日本統治時代を知っている方、議員やNGO関係者、ジャーナリスト等、現地の人々との交流が可能です（大統領に会えるかもしれません）。
- 核保有国を相手取り、「核軍縮の義務を果たしていない」とICJに提訴した際、中心的な役割を果たしたトニー・デブルム氏も予定が合えば、意見交換をする予定です。
- 2月28日には、核問題NGOや核被害補償法廷に関わった人などとのシンポジウムを予定。
日本からもアジア太平洋法律家協会（COLAP）、核兵器廃絶、ICJ提訴、原爆症、原発、米軍基地問題などの報告も考えています。
- オプションツアー（3月2日～3月5日）：ビキニ環礁とエニウェトク環礁での核実験は終わりましたが、いまなおアメリカのミサイル実験基地があるクワジェリン環礁に立ち寄ります。
- ショートプランもあります（2月26日～3月3日）。



詳しくは同封のチラシをご覧ください。お申し込みはHISまで。

JALISA の活動に役に立つ書籍紹介

藤原亮司『ガザの空の下 —それでも明日は来るし人は生きる』（dZERO、2016年）

室蘭工業大学大学院工学研究科准教授 清末 愛砂



1947年の国連パレスチナ分割決議の採択、1948年のイスラエルの建国、1967年の第三次中東戦争等の数々の歴史的出来事により、故郷からの追放（難民化）と占領下での苛酷な生活を強いられてきたパレスチナ人。日本を含む国際社会は、これらの状況を生み出した要因とその継続を支える構造に大きな関わりを有している。私たちのくわくを考へ、その要因に真摯に立ち向かうことがなければ、これらの地に平和が訪れることはない。今号ではそのことを再確認させてくれる書籍として、長年にわたりパレスチナ、特にガザ取材してきたジャーナリス

トの藤原亮司さんの力作『ガザの空の下—それでも明日は来るし人は生きる』を紹介したい。

ガザへの大規模軍事作戦を＜定期的に＞敢行するイスラエル。フェンスと壁に囲まれたガザに空爆、海からの砲撃、地上戦による生々しい無差別攻撃が行われると、国際社会はイスラエルによる露骨な国際法違反に対する批判を一定程度行う。しかし、イスラエルによるこのような攻撃を可能としてきた＜国際秩序＞そのものを問うことはしない。

1990年代前半に国際社会の後押しを受けながら、イスラエルとパレスチナとの間で一連のオスロ合意（それは占領を巧妙に継続させるものに他ならなかった）が締結された。これにより、1967年の第三次中東戦争の結果、イスラエルの占領下に置かれた東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区の＜一部＞（東エルサレムはイスラエルに強制的に併合されたまま現在にいたる）にパレスチナ自治区が誕生した。しかし、同時期にガザに対する封鎖政策が始まり、それは時間の経過とともに徐々に強固なものへと変わり、2008年には完全封鎖にまでいたった。

本書は読者に対し、主には封鎖と軍事攻撃の下に生きるガザの人々（その多くは難民である）の生の営みを描きながら、将来の希望や人生計画をすべからず奪う残酷な封鎖、自らの人生が完全に他の者の手の中にあるという現実を生きていることを問いかける。その上で、直接的な占領者であるイスラエルという国家だけが、この現実を生み続けてきたわけではないことを的確に指摘する。そこが本書の特徴である。本書は、軍事攻撃や封鎖がガザの人々にもたらす窮状を一時的に＜緩和＞するために提供される国際援助が、実のところ、占領国が被占領者に対して本来果たさなければならない義務（例えばジュネーヴ第4条約55条の下での食糧や医療品

の確保等)を肩代わりし、結果的にイスラエルを財政的に支える構造が出来上がっていることを問題視する。

著者の言葉を借りるならば、このような援助がなされることで「浮いたカネをイスラエルは軍備増強にも入植地建設にも、あるいは産業振興にも回すことができる」(116頁)のであり、それはすなわち、「イスラエルの占領に対する後方支援を諸外国が行っているようなものでしかない。『人道』による援助がパレスチナ占領を継続させ、ときには人を殺していく」(同頁)ことになる。別の表現を借りると、「イスラエルによる占領という根本的事象を置き去りにしたままつぎ込まれる援助は、占領の固定化以外に何の役にも立たない」(同頁)のである。国際社会には、一時しのぎの援助を続けるのではなく、まずは占領者であるイスラエルに対し、国際法上の義務を果たすようにプレッシャーをかけつつ、封鎖の終結を毅然とした態度で訴えることが求められている。その動きは、占領の完全終結のために、イスラエルやその同盟国の米国を追い込むものへとつながるような継続性があるものでなければならない。

パレスチナ人はこれまでの<和平>交渉のなかで、譲歩する必要はないにもかかわらず、譲歩できるものはすべてしてきた。もはや譲れるものは何も残されていない。パレスチナ人をここまで追い込んできた自らの責任を問い、行動に移さない限り、国際社会はパレスチナ人を愚弄し続ける。そのことを明確に教えてくれるのが、本書である。

JALISA ホームページ「書籍紹介欄」のご案内

日本国際法律家協会 (JALISA) のホームページをご覧いただくと、最初のページの右端上部に「書籍紹介」のタブが見えると思います。そこをクリックしていただくと、JALISA が取り組んでいる活動に関連する書籍や JALISA の会員が執筆した書籍を紹介しているページに飛びます。今のところ (2016年8月24日現在) 4冊分 (うち3冊は「平和への権利」について) しか紹介できていませんが、今後は会員の皆さんから情報を提供していただき、会員の活動報告アピールを兼ねて積極的に掲載していきたいと考えています。JALISA として取り組んでいる活動に直接的なかわりがないように思える書籍であっても、間接的にかかわりがあると思えるもの (あくまで個々の会員による判断) であれば紹介いたします。会員の皆さまの編著書・単著・共著を事務局までお知らせください。よろしくお願いいたします。なお、JALISA 事務局は会員の皆さまが書かれた書籍の販売については、特別な場合 (JALISA の活動の一環として出版された書籍等の販売) を除き、原則取り扱いいたしませんので、その点、ご了承ください。(清末愛砂)

JALISA ホームページ「書籍紹介」の URL : <http://www.jalisa.info/books/index.html>

The screenshot shows the JALISA website's book introduction page. The header includes the JALISA logo and navigation links. The main content area lists several books for sale, each with a cover image, title, author, and price. The books are:

- 平和への権利** (Right to Peace) by 菅原 浩 (Hirohito Sugawara). Price: 1,512 yen + 1,400 yen shipping + 300 yen handling. Link: [お申し込みはこちら](#)
- 平和への権利の国際的監視** (International Monitoring of the Right to Peace) by 第1部:サンティアゴでのNGO会議について 第2部:国連での国際法典化の活動 付 録:東京宣言を含む世界各地の10の宣言. Price: 10,000 yen + 5,000 yen shipping + 300 yen handling. Link: [お申し込みはこちら](#)
- 世界の平和憲法** (World's Peace Constitution) by 菅原 浩 (Hirohito Sugawara). Price: 1,728 yen + 1,600 yen shipping + 300 yen handling. Link: [お申し込みはこちら](#)
- 国際法学者がよむ尖閣問題** (The Senkaku Islands Problem as Read by International Law Scholars) by 松井秀郎 (Shuichi Matsui). Price: 1,512 yen + 1,400 yen shipping + 300 yen handling. Link: [お申し込みはこちら](#)
- これでいいのか! 日本の民主主義** (Is this really okay! Japanese Democracy) by 菅原 浩 (Hirohito Sugawara). Price: 1,512 yen + 1,400 yen shipping + 300 yen handling. Link: [お申し込みはこちら](#)
- 安保法制を語る! 自衛隊員・NGOからの発言** (Talking about the Security Legislation! Statements from Self-Defense Forces Members and NGOs) by 菅原 浩 (Hirohito Sugawara). Price: 1,512 yen + 1,400 yen shipping + 300 yen handling. Link: [お申し込みはこちら](#)

連載 JALISA の活動と私

日本国際法律家協会理事／関西学院大学 神戸(かんべ) 秀彦

1. 私が日本国際法律家協会(以下、協会)に入ったのは、東京都立大学(東京目黒区、現首都大学東京)の大学院生(民法)の時でした。1982年春から修士課程に入り、博士課程・法学部助手を経て、1989年春に福島大学へ赴任しました。院生当時の指導教員は、協会の副会長だった故清水誠先生(民法・環境法、2011年1月没)でした。都立大学では、協会の会長だった故江藤价泰先生(2016年3月没)とも親しくしておりました。私は協会の会員としては結構長い(約30年間?)のですが、主にアジア太平洋法律家会議(COLAP)の関連です。最初の関わりは、故清水先生から「これを下訳して」と渡されたCOLAP-I(1988年、ニューデリー)でのV・R・クリシュナ・アイヤー氏(インド法律家協会会長)の報告の翻訳(日本語訳)です。原稿は、故清水先生が大幅に直しましたが、私の単独名で出ています。

2. 1991年9月、COLAP-II(実行委員会事務局長:故清水先生)が、東京の私学会館・アルカディア市ヶ谷で開催されました。私は、その頃福島大学にいたので、開催準備のお手伝い等ではできませんでしたが、当日、その迫力と熱気に打たれました。日本人参加者(参加登録者・高額寄付者)は687名、日本人以外に21カ国85名の参加がありました。他に「平和と人権」分科会・「政治的市民的自由・人権」分科会があり、私は、「開発と環境」分科会に参加しました。そして、G・M・アンダ氏(フィリピン、PLLP<フィリピン抵抗法律家連盟>)の「フィリピンの環境問題に対する日本の関わり」などの報告(COLAP-II報告記録集<1993年>参照)を聞き、フィリピンやアジアの環境問題について大きな啓発を受けました。これ以降、私はCOLAPには皆勤で、先般のネパールのCOLAP-VIまで毎回参加しています。

3. 1993年には、協会・NELAP(アジア・太平洋法律家人情報ネットワーク)準備委員会・フィリピン開発と人権フォーラム(代表:土井長穂法政大教授)の共催で、フィリピン人権調査が行われ、私も参加しました。この調査は、1987年のマルコス打倒後のアキノ政権が軍主導となり反動化し、人権状況がひどくなったことを受けて、フィリピンからの要請で行われたものです。日本から17名、フィリピンの参加者(PLLPやFLAG<無料法律扶助団体>など)を含め、総計50名余の調査団(フィリピン国際人権調査団、団長:根本孔衛弁護士)でした。調査は、i 政治的自由に関する人権侵害、ii 先住民および先住権の状況、iii 戦後補償問題、iv 国内難民および和平中立地区、v 開発と環境、vi 女性および子どもの権利、の6グループ(各2~4名)に別れて5日間実施されました。私は、vグループに参加し、マラリア対策のため薬を継続的に服用し、蚊取り線香を腰にぶら下げて、パラワン島南部リオ・ツウバのニッケル鉱山(日比合弁会社=日本資本

40%)の鉱害問題を調査したのです。案内は、COLAP-IIの際にお会いしたG・M・アンダ氏で、大阪弁護士会の故佐井孝和氏らと一緒に。ラテライト土の流出による農地被害などが深刻でしたが、残念ながら、その後のフォローはしていません。詳細は調査報告書の40頁以下をご覧下さい(インタージュリスト92号)。なお、帰国後、40度の熱を出し、マラリアを疑い、東京の医学研究所に入院しましたが、結局マラリア原虫は検出されず、「風邪」と判明したこともありました(「疑似マラリア恐怖体験」)。

4. 2001年、COLAP-IIIがハノイで開催され、日本からは47名の代表団(団長:白石光征弁護士)が参加しました。私は、「地球温暖化問題とアジアにおける日本の責任」(第3分科会:発展の課題)というレポートを持って参加しました。1997年の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で京都議定書が採択され、先進国全体での目標が設定されましたが、日本政府は2001年時点で未批准であり、即時批准を求めるレポートでした(インタージュリスト135号48頁)。分科会で実際に議論になったのは、日本での開発の教訓(例:長良川河口堰問題)とベトナムでの開発(例:メコン川開発問題)に関する議論でした。ベトナムの代表者は、わが国では一般市民が使用する電気も十分に供給できず、水力発電などある程度の開発はやむを得ないと発言し、議論はすれ違いでした。COLAP参加国の多数はベトナムを含め開発途上国で、先進国(開発完了国)の日本の問題意識を理解してもらうのは大変だと思いました。

5. その後、2005年にはソウルで、2011年にはマニラで、COLAP-IV・COLAP-Vが開催され、私も参加しました。COLAP-Vでは、G・M・アンダ氏などとはお会いできませんでしたし、私の知る範囲では消息もわかりません。フィリピンの弁護士のネリ・J・コルメネス氏(「弁護士・裁判官に対する攻撃、窒息する市民的自由」<新倉修訳>[インタージュリスト151号]、2005年)によれば、2005年1月以降、土地紛争・労働紛争・人権事件などを担当していたフィリピンの4人の弁護士が殺害され、また、COLAP-IIに來られた弁護士で国際刑事裁判所の裁判官であったR・カブロン氏も2回にわたり襲撃されています(殺人未遂)。同氏はC・C・アキノ一族所有の農地紛争での農業労働者の弁護士ですし、さらに、フィリピン軍部は、法律家団体のPLLPやFLAGを「敵」として位置付けているようです。なお、2007年には、フィリピンでは、新たにNUPL(人民のための法律家全国連合)が設立されています。

6. 本年6月、ネパールで開催されたCOLAP-VIには、私は、「日本の福島第一原子力発電所事故について」というレポートを持って参加しました。画期的なことに、今回、アジア太平洋法律家会議協会が設立されました。これまでの多くのCOLAP関係者・参加者が待ち望んでいたことと思います。笹本潤弁護士らの努力のたまものですが、大きな飛躍を期待しています。今回日本代表団に加わって感じたことは、私も代表団の中では比較的高齢の部類である点です。また、理事といっても最近名前だけです。微力になりますが、頑張りたいと思います。

連載 私は憲法9条をこう考える

日本国民が「日本国憲法」を持つ意味

「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員 石垣 義昭

インタージュリスト7月号にバンクーバー9条の会世話人の乗松聡子氏が、海外を拠点にして活動をされている立場から、日本の平和運動のあり方に対して幾つかの疑問を述べておられる。

「海外から観察していると日本の平和運動には『自画自賛的』『自己中心的』な印象を受ける」と述べ、「憲法9条を保持する日本国民にノーベル平和賞を」という運動についても、「日本人が『日本国民』をノーベル平和賞の対象にするのは、自分で自分をノミネートしていることになります。そもそも賞とは、人から評価してもらうものであり、自分から求めるものではないでしょうか。」と問うている。ある意味もったもんだいであり、ノルウェーのノーベル委員会も「ノーベル平和賞」の決まりとして「自己推薦」は認めていない。私たち実行委員会も「自己推薦」と受け止められるのではないかという危惧がまったく無かったわけではない。実行委員会が海外の方にも推薦を依頼したのはそのためだった。

しかし、そのノルウェーのノーベル委員会は初年度（2014年）から「日本国民」を受賞者とするこの運動をノーベル平和賞の候補として受理してくれた。受理通知は海外の推薦者にも日本の推薦者にも届いていた。ノルウェー・ノーベル委員会のHPに、「受理通知は推薦が有効な場合に送られる」とあり、日本の推薦者も有効である事が認められた。

4月9日に実行委員会に受理通知が届いたとき、国の内外から大変な反響を呼び、韓国、香港、中国などのテレビ局やロイター通信、遠くスペインからも電話による取材を受けた。実行委員会自身、その反響の大きさに驚いた経緯がある。さらに、2014年度のノーベル平和賞の発表（10月10日）が間近に迫ったころ、オスロの平和研究所が「ノーベル平和賞」を受賞するに最もふさわしい候補としてこの運動を取り上げ、NHKのニュースなどがこれを報じたこともあって、発表当日の記者会見には海外からの取材も含め多くの報道関係者が集まった。（実行委員会ニュースNo.8参照）

これに先立って8月に「憲法9条にノーベル平和賞を」の運動を進める実行委員会はマレーシアの平和団体から第一回「アジア平和賞」をいただいた（実行委員会ニュースNo.7、No.8）。12月には韓国の平和集会にも招待され第10回「DMZ（非武装地帯）平和賞2014年特別賞」（実行委員会ニュースNo.9）を受賞している。

翌年には、コスタリカの国会が特別議会を開き、「平和的な憲法を保持しているコスタリカ国民と日本国民を」ノーベル平和賞に推薦している。

こうした国際的な関心の高さに触れ、日本国憲法が日本国民の憲法であると同時に人類の長

い歴史の中で培われてきた人類的な財産として存在している事を実感した。

この運動を立ち上げた鷹巣直美さんは、20歳から5年間、オーストラリアに留学した際、そこで各地の紛争地から逃れてきた難民の人たちと出会い、その悲惨な体験を見聞きしている。それに対し自分の生い立ちのなんと恵まれていた事かと、その境遇の違いを心に深く刻んで帰国した。

今、世界中で紛争や戦争によって生活の場を失った難民は6500万人を越えていると言われている。一方私たちの住む日本には、繰り返す戦争の悲惨から学び、2度と戦争はしないと誓った「日本国憲法」があり、「憲法9条」がある。それはノーベル平和賞が目指すところの世界平和への人類的指標でもある。

この3年間の運動を経過して、さらに、私は「日本国憲法」や「憲法9条」の存在が世界的な価値を持つものとして認められていることを一層強く感じてきた。立憲主義、平和主義、基本的人権の尊重の理念を柱とする「日本国憲法」、及び繰り返す戦争の悲惨さに学び人類が到達した不戦の誓いとしての「憲法9条」は今、世界が目指す共通の目標になっていると言っても過言ではない。

実行委員会は「憲法9条を守り、活かし、世界に広めよう」と運動を進めてきた。事実、「日本国憲法」は日本の国だけが平和であればいいと言う「一国平和主義」には立っていないことも確認しておきたい。それは憲法前文において「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する事を確認する。」と明記されている。世界の平和を願うのであり、世界のすべての人の幸せの実現に向けて行動し、努力するのだということを明確にしている。ここに日本国憲法の世界のモラルとしての崇高な到達点がある、と私は思う。

「日本国民」が自覚すべき大きな課題

乗松さんが指摘している「日本国民」の問題にもう一つ、外国籍の人の排除の問題がある。「日本国憲法は制定の過程で、占領軍の英語草案でPeopleとあったものを日本側が敢えて『国民』と訳すことによって、在日朝鮮人や台湾人を憲法から切り捨てたことを在日朝鮮人から聞いて心から恥じ入った。」と書かれている。私も乗松氏と同様でそのことを知らなかった。私が知ったのは実行委員会の運動に賛同署名を送ってくれた方からのコメントであった。

「『日本国民』の国民に引かかるものがあります。在日外国人を排除した言葉だからです。ただ、9条が危機にあるので片目をつぶって賛成です。」（実行委員会ニュースNo.6）

日本国憲法の「日本国民」という言葉には「在日外国人排除」という罪深い側面があることをこのコメントで初めて知った。その後、古関彰一著「日本国憲法の誕生」（278頁）等でその問題を改めて認識し、その重大性を思った。

伊藤成彦著「物語日本国憲法第9条」（影書房）ではこの間の事情は次のように述べられてい

る。

「問題は、連合軍総司令部が (GHQ) が作った改憲案では、主語が「すべて人は」となっていたのに、日本側が主語を「国民」に変えてしまったのです。日本に住んでいるすべての人々、all personsという主語は、人種・国籍を問わずに全ての人は、という意味だったのですが、日本政府はそれをJapanese peopleと日本人にだけ限定したのです。なぜ日本国民だけに限定したのかと言えば、在日朝鮮人、在日中国人を排除するためでした。こうして植民地支配下で強制的に日本国籍を強制された在日朝鮮人・中国人は、憲法施行後、今度は一方的・強制的に日本国籍を剥奪されたのです。」(20頁)

このことを知って以来、この運動は憲法制定の過程で犯したその過ちを乗り越える運動でもなければならぬと思ってきた。その意味で乗松氏の指摘された問題は日本国民が改めて認識し、克服すべき重要な課題と思っている。

しかし、それは安倍政権が目指す自民党の「日本国憲法改憲草案」の方向ではない。日本国憲法の持つ世界的価値とその問題点に日本国民がめざめ、国民主権、平和主義、基本的人権の理念に立ち、世界中のすべての人の平和的生存権の実現を目指す方向においてである。世界中の核廃絶を目指す運動は今年、オバマ大統領が広島を訪ねるところまで国際世論を形成している。

今、日本国民はその歴史的転換点に踏み出しつつある。昨年生まれた市民連合は野党と連帯し、新たな政治的局面を開きつつある。極めて重大な岐路にあることは確かだが、「日本国民」は決して戦争を望んでいない、その心の真実に目覚めることがこの運動の目指すところでもある。

戦争を繰り返してはならないこと (第9条)、政治は国民の国民による国民のためのものでなければならないこと (前文)、世界中のすべての人の平和的に暮らす権利が実現されなければならないこと (前文)、この人類普遍の原理に基づいてこそ人類の未来の青写真もあるのだということを「憲法9条にノーベル平和賞を」の運動から実行委員会は学んだように思う。

「世界戦争」は新たな「テロとの闘い」という終わりなき戦争の泥沼にはまり込んでいる。

「消極的平和」とはいえ、戦後70年、日本は戦争状態にはなかった。日本国憲法を保持してきたことによって日本はそれを現実のものとしてきた。そのことに気づき、自覚し、これを世界のものとしていくところに私たち日本国民の立ち位置がある。

実行委員会は受賞対象を「日本国民」として取り組みを進める意味 (理由と目的) を以下のよう整理している。

- 1: 戦争しない憲法9条を70年間保持しているのは「日本国民」。
- 2: 一人ひとりが主権者として、自分のこととして、取り組む。
- 3: 受賞団体を特定の護憲の人や団体に絞らない。

4: 考え方の違いはあっても、みんなが平和を実現するために共に歩むかけがえのない仲間。

5: 日本国憲法9条に光があたることを願って。

6: 「日本国民」は2014年から2016年まで3年連続して、正式なノーベル平和賞候補として登録されている。

なお、実行委員会ニュースは下記サイトから閲覧可能です。

実行委員会ニュース6号 <http://goo.gl/XJ4FPx>

実行委員会ニュース7号 <http://goo.gl/TyYfWV>

実行委員会ニュース8号 <http://goo.gl/qidrJu>

実行委員会ニュース9号 <http://goo.gl/b4FxOD>

投稿論文

中国の2012年改正刑事訴訟法における
自己負罪拒否特権の実態

中国政法大学 刑事司法学院 博士課程・法律諮詢師 (中国政府認定法律コンサルタント)

高橋 孝治

※本稿において、[]は直前の単語の中国語原文を表し、原則として初出にのみ付した。

1. はじめに

1.1. 問題の所在

中華人民共和国 (以下「中国」という) では2012年3月14日に刑事訴訟法が改正された (2013年1月1日施行。以下、これを「12年刑訴法」という。また、以下「刑事訴訟法」という用語は原則として「刑訴法」と表記する)。これに対して、日本でも「改正中国刑事訴訟法の成立」という題で『刑事法ジャーナル』35号 (成文堂、2013年) に特集が組まれ、その改正内容について紹介や論考が発表された。しかし、当該論考は法施行後すぐに執筆されており、当該論考自身も「法典の真価を問うには、施行後の運用の実態を知らなければならないが、新法は本年1月1日の施行なので、今は条文だけを見て論ずるほかはない」と述べている (註1)。

12年刑訴法施行から3年半が過ぎた現在 (2016年5月)、12年刑訴法に関する裁判結果 (以下「案例」という。この用語の意味は1.2. で述べる) も徐々に出てきている。そこで本稿は、中国では12年刑訴法から新設された自己負罪拒否特権 (第50条) を、案例という運用実態も踏まえて評価することを目的とする。新設された制度の運用は12年刑訴法の評価をする上で、よい素材であると考えられるからである (しかし、3.1. で述べるように、条文は整備されても自己負罪拒否特権が正面から認められたのかは疑わしい点がある)。

自己負罪拒否特権とは、刑事手続上、自己に不利益な供述を拒否できる権利である (註2)。これは被疑者への「行きすぎた捜査」という人権侵害を防ぐための原則である (註3)。つまり、自己負罪拒否特権は刑事手続における人権保護の具体的規定であり、自己負罪拒否特権の運用を見ることは、中国における人権保護の現実も見ることができる。12年刑訴法第2条は「人権を尊重および保障する」と規定したが、この文言は中国では2012年改正前の刑訴法には規定されていなかった。そのため、この条文が導入されたことを「人権の保障を刑事訴訟法の任務に掲げたことの歴史的意義は重い」と積極的に評価する意見もある (註4)。しかし、この評価には疑義がある。例えば、同じ条文は、2004年3月14日に改正された憲法にも導入されていた (第33

条第3項)。しかし、この2004年改正後の憲法第33条第3項の規定をもってしても、ここで言う「人権」はいわゆる西側諸国の「人権」とは異なり、むしろこの規定によって西側諸国の言う「人権」に制限を課すものとなっているという指摘がある (2.4. で説明する) (註5)。ここから、憲法上「人権条項」を懐疑的に見る指摘があるにも関わらず、なぜ刑訴法上の「人権条項」は積極的に評価できるのか、という疑問が噴出する。刑訴法上の「人権条項」も憲法上の「人権条項」と同じで、西側諸国の言う「人権」とは異なるものなのではないだろうか。本稿は、自己負罪拒否特権を素材に、この点も検証する。

1.2. 議論の前提として——案例と司法解釈について

1.1. で「自己負罪拒否特権を、案例という運用実態も踏まえて評価」することが本稿の目的と述べたが、ここには問題もある。中国の裁判結果は判例や裁判例ではなく案例と呼ばれ、後の法解釈に制度上も事実上も拘束力を持たない (註6)。つまり、類似する事件が再び発生したとしても、以前と同じ判断がまたなされるという保障がないのである。ここに、案例を素材に考察を行っても、それは中国での「一般的な法運用」とは言えないという問題がある。さらに、全ての案例が公開されているわけではなく、全案例数も不明となっている。例えば、中国政法大学の教授が、筆者に口頭で伝えたことによれば「中国では案例の総数は不明だが、私の感覚ではおそらく公開されている案例は全体の一割程度であろう」との意見もある。しかし、ある程度の案例を用いて、どのような実務的運用がなされているのかを評価することには意義があると考ええる。

また、中国で法律の解釈指針を示すのは、案例ではなく「司法解釈」である (註7)。司法解釈とは、最高人民法院 (日本の「最高裁判所」に相当する。以下、中国の裁判所を「人民法院」という) もしくは最高人民検察院 (日本の「最高検察庁」に相当する) が事件の発生などとは関係なく、法律と同じ形式で発布する有権解釈である (註8)。司法解釈は、時には「法解釈」の範囲を超え、事実上新法制定とも言える内容が発布されるため、最高人民法院や最高人民検察院が事実上の立法権限を持っていると批判されることもある (註9)。

2. 中国における刑訴法と人権保護の歩み

議論の前提として、ここではまず中国の刑訴法と人権保護の歩みを確認する。

2.1. 刑訴法制定前

中国共産党政権下の中国では、1979年にはじめて「刑事訴訟法」が制定された (註10)。しかし、刑訴法的内容を持つ法規はそれより前にも存在していた。

中国共産党政権にとって初の刑訴法的内容を持つ法規は、中華ソビエト共和国で1931年12

月に発布された「反革命案件の処理および司法手続きを建立する訓令（第6号）[処理反革命案件和建立司法程序的訓令（第六号）]」であった（註11）。さらにその後も「裁判部門に関する暫定的組織および裁判条例[裁判部暫行組織及裁判条例]（1932年6月）」、「中華ソビエト共和国司法手続き[中華蘇維埃共和国司法程序]（1934年）」などが発布された（註12）。さらに、中華ソビエト共和国崩壊後も、中国共産党の実効支配地域では、「陝甘寧辺区高等法院組織条例（1939年1月）」などが発布された（註13）。

1949年10月1日の中華人民共和国成立宣言以降は、「人民法廷組織通則[人民法庭組織通則]（1950年7月）」、「人民法院暫定組織条例[人民法院暫行組織条例]（1951年9月）」、「人民法院組織法（1954年9月）」などが発布された。

2.2. 79年刑訴法

1979年7月1日に「刑事訴訟法」が全国人民代表大会会議を通過した（1979年7月7日公布。1980年1月1日施行。以下、これを「79年刑訴法」という）。79年刑訴法は、社会主義イデオロギーが条文上にも表れている法律であった。例えば、79年刑訴法第1条は「中華人民共和国刑事訴訟法はマルクスレーニン主義、毛沢東思想を指針とし、憲法を根拠に、我が国各民族人民がプロレタリアート階級の指導、工農連盟を基礎とした人民民主独裁すなわちプロレタリアート独裁の具体的経験および敵を打倒することを実行し、人民を保護する実際の必要を結合させて制定したものである」と規定していた。

中国共産党は、刑訴法に関して、一貫して「拷問は絶対に禁止する」（註14）、「供述を軽々しく信じてはならず、供述しかなく、他に証拠がない場合、刑に処することはできない。供述がなく、被告人が認めなくても、証拠が十分に確保されていれば、刑に処することができる」（註15）と主張していた（註16）。これは79年刑訴法第32条で以下のように具体的に条文化していた。「裁判人員、検察人員、捜査人員は法律の手續に依ることを必須とし、被告人の有罪無罪、犯罪の情状の輕重を實証できる各種証拠の収集を行うものとする。拷問による自供および強迫、誘引、詐欺およびその他非法な方法での証拠収集は嚴禁する」。

しかし、79年刑訴法下では、現実には多くの拷問や有罪を認めさせる行為、虐待などが行われていた（註17）。中国法は、基本的に社会主義法であり、いわゆる西側諸国の法律とは異なる基礎理論を持っている（註18）。この「中国的な法の基礎理論」に則れば、79年刑訴法第32条下での拷問なども法律を逸脱しているわけではなくなる。例えば、中国には「敵・味方の理論」という理論がある（註19）。これは、国民を「人民（＝中国共産党の指導に賛同する者）」と「人民でない者（人民の敵）＝（中国共産党の指導に賛同しない者）」に分け（これが、社会主義イデオロギーの具体的表れである（註20））、「人民」のみが法律上の権利を享受できるという理論で

ある（註21）。「敵・味方の理論」の刑事法への応用として、人民の敵に対する刑事処罰は「事実上の非法的・暴力的なやり方を意味し」（拷問を受けない権利が適用されないと解釈する）、人民でないと認められると「法的保護を一切受けられなくなり、法外化」していた（註22）。さらに、この他にも中国の訴訟は「実質的正義」の実現を重視し、「手続的正義」には関心が薄いという指摘もなされる（註23）。これはつまり、「犯人の有罪を認定する」という「実質的正義」の方が、拷問で自白を強要してはならないという「手続的正義」よりも重要視され、「手続的正義」はしばしば無視されるということである。

以上のように、79年刑訴法の「拷問を嚴禁とする」という条文は、「中国的な法の基礎理論」により必ずしも万人に適用されたわけではない。

2.3. 96年刑訴法

79年刑訴法施行後、社会主義市場経済制度の導入などにより中国の社会生活はいたるところで大きく変化した（註24）。そのため、これまでとは異なる犯罪が発生するようになり、79年刑訴法では対応できなくなった（註25）。そのため、79年刑訴法は1996年3月7日に大改正された（1997年1月1日改正法施行。以下これを「96年刑訴法」という）。96年刑訴法は、刑訴法上のほとんどの制度に補充、修正を加えており、刑事訴訟制度の法制化、民主化および科学化に大きな一歩を記録したと言われている（註26）。そして、第1条は「刑法を正しく適用することを保障し、犯罪を処罰し、人民を保護し、国家の安全及び社会公共の安全を保障し、社会主義社会秩序を維持するために、憲法に基づいて本法を制定する」となった。すなわち、「マルクスレーニン主義、毛沢東思想」といったイデオロギーの強い言葉が削除された。しかし、中国憲法には「マルクスレーニン主義、毛沢東思想」という言葉が依然として存在しており（前文第7段落）、96年刑訴法に「憲法に基づき」と「社会主義社会秩序」という言葉がある点で、社会主義イデオロギーは完全に消滅したわけではない（註27）。

96年刑訴法第43条にも「拷問による自白の強要を嚴禁する」という条文が規定されている（条文は3.1. 参照）。しかし、96年刑訴法施行下でも、公安（日本の「警察」に相当する）に拘束されている間に拷問がされていることは報告されている（註28）。すなわち、79年刑訴法施行下のように、拷問禁止規定はあっても貫徹されておらず、「中国的な法の基礎理論」による法運用がなされていたと評価できる。

2.4. 12年刑訴法

96年刑訴法施行後、中国経済のさらなる発展による社会状況の変化により、各方面の状況は変化してきた。そのため、96年刑訴法が12年刑訴法へと改正され現在に至る（註29）。1.1で述

べた通り、12年刑訴法の注目すべき点は「人権条項」の導入である。しかし、12年刑訴法施行後も、「人権が守られている」とは言い難い刑訴法運用が続いている(註30)。中国憲法上の議論では、中国政府の言う「人権」とは、「『人』民の『権』利」の意味なのではないかという指摘がある(註31)。この指摘通りならば、12年刑訴法に「人権条項」が入ったとしても、結局「中国共産党の指導に賛同しない者には、法律上認められた権利は存在しない」ことになり、手放して評価できないことになる。

3. 12年刑訴法における自己負罪拒否特権

本章では、12年刑訴法上の自己負罪拒否特権の理論とその実態を見ていく。

3.1. 中国における自己負罪拒否特権の条文と学説

12年刑訴法第50条に自己負罪拒否特権が新設されたことは1.1でも述べた。12年刑訴法第50条は、基本的に96年刑訴法第43条に加筆した条文となっている。12年刑訴法第50条の条文は以下の通りで、太字下線部分が96年刑訴法第43条から加筆された部分である(註32)。

裁判官は、検察官及び捜査官は、法律の定める手続に従って、被疑者又は被告人の有罪若しくは無罪又は犯罪の情状の軽重を十分に立証できる各種の証拠を収集しなければならない。拷問による自白の強要及び脅迫、誘引、欺瞞又はその他の違法な方法による証拠収集は、これを厳禁する。また、何人に対しても自己が有罪であることの証明を強制してはならない。事件と関わりがあるか又は事件の内容を知る全ての公民が、証拠を客観的かつ十分に提供することができるよう保障するものとし、特別な事情のある場合を除いて、調査への協力を求めることができる。

つまり、「何人に対しても自己が有罪であることの証明を強制してはならない」という条文が追加されており、条文の文言通りに読めば自己負罪拒否特権を新設したことになる。ところが、12年刑訴法第118条には「被疑者は、捜査官の質問に対して、ありのままに答えなければならない」という回答義務に関する条文もある。これは、自己負罪拒否を認めるところか黙秘権すらも否定した条文に読め、結局自己負罪拒否特権を認めているのか否かが判断できない(96年刑訴法第93条にも同様の規定が存在していた)(註33)。この規定の背後には、中国の刑訴法に「客観的な真理としての事実は必ず見つかる」という前提があることが理由と言える(註34)。つまり、事実は必ず分かるし、明らかにしなければならないため、被疑者にも「ありのままに知っていることを話す」ことが求められるのである。

12年刑訴法の第50条と第118条の間の矛盾はどのように理解すべきか。中国には、この二つの条文を両立させている学説がある。「回答義務と自己負罪拒否の関係について矛盾の有無については、意見は分かれている……被疑者は黙秘権を享有しないことは強調されているが、強迫により罪の自白をさせられることとは違う」という主張である(註35)。すなわち、黙秘権は認められないが、拷問や強迫などにより自白を強要されることはないと考えれば、この二つの条文を矛盾なく理解することは可能ということである。しかし、「拷問による自白の強要及び脅迫……による証拠収集は、これを厳禁する」という規定は79年刑訴法第32条、96年刑訴法第43条にも既に存在しており、この理解では12年刑訴法に「何人に対しても自己が有罪であることの証明を強制してはならない」という規定を加えた理由が失われてしまうという欠点もある。

しかし、いずれにしても、日本で理解されている自己負罪拒否特権は正面から導入されているわけではないと考えられる側面があるのである。

3.2. 中国における自己負罪拒否特権の案例

中国では12年刑訴法第50条に関する案例は2016年5月1日現在で7件公開されている(註36)。刑訴法第50条は、3.1で示した通り、自己負罪拒否特権のみに言及しているわけではなく、違法収集証拠排除の原則、拷問の禁止、市民からの情報提供の保障などにも言及している。そのため、12年刑訴法第50条に関する7件の案例のうち、自己負罪拒否特権に言及している案例は、1件しかない。しかし、1件の案例であろうとも、中国における自己負罪拒否特権の実態を見るには十分な案例と考える。

当該公表されている唯一の自己負罪拒否特権に触れた案例は、いわゆる「薄熙来裁判」の終審裁判である(山東省高級人民法院2013年10月25日判決= (2013) 魯刑二終字第110号)。薄熙来裁判とは、重慶市共産党委員会書記であった薄熙来という人物が、収賄および職権乱用罪に問われた裁判である。薄熙来裁判は、権力闘争の側面を否定することができない(註37)。しかし、権力闘争の側面がある裁判であっても、以下のような判断がされていることは注目しなければならない。当該裁判のうち、自己負罪拒否特権に触れる部分は以下の通りである。

被告である薄熙来の弁護人の上訴(註38)理由の一つに「この犯罪自供の(薄熙来の)自筆資料および直筆の証言に相当する書類は、取調官が圧力をかけた中で書かれた違法収集証拠であり、証拠としては採用できない」というものがあつた。ここでは「違法収集証拠排除の原則」と述べているが、当該弁護人が述べるように、取調官が被疑者に圧力を与え、自己の犯罪を認めるような資料や書類を書かせたなら、これには自己負罪拒否特権の問題も含まれる。

これに対する人民法院の判断は以下の通りであつた。「刑訴法および関連する司法解釈の規

定によれば、肉体を打つまたはそれに相当する、もしくはその他被告人の肉体や精神に激烈な痛みや苦痛を与え、被告人が自らの意思に背いて供述をした場合が、自白の強要などの違法収集証拠である。このような違法収集証拠は排除されなければならない。当該事件の証拠からすると、上訴人である薄熙来本人も本件においては今述べたような強要はなかったと認めており、薄熙来の犯罪自供の自書および直筆の書類は全て薄熙来が自主的に記したものであり、違法収集証拠とは認められない……そのため、この上訴理由および弁護意見は認められるものではない。

当該判決には様々な問題がある。第一に、肉体もしくは精神に多大な苦痛を与えなければ違法収集証拠にはならないと規定する司法解釈があるとすると点である。しかし、このような内容を示す司法解釈は存在しない(註39)。第二に、薄熙来が自主的に証拠となった資料を執筆し、強要はなく、このことは薄熙来自身も認めているとする点である。薄熙来裁判において、薄熙来は起訴事実を全面否認し、徹底的に争っている(註40)。そうすると、このように自ら罪を認める資料や書類を薄熙来自身が作成するとは、考えにくいと評価せざるを得ない。

以上より、実際にこのような司法解釈が存在しているか否かは置いておくとして、当該事例では少なくとも「肉体もしくは精神に多大な苦痛を与えなければ違法収集証拠(自己負罪の強要)にはならない」と述べていることになる。これは、3.1.で挙げた「被疑者は黙秘権を享有しないことは強調されているが、強迫により罪の自白をさせられることとは違う」という解釈による運用そのものと評価できよう。つまり、自己負罪拒否特権たる「何人に対しても自己が有罪であることの証明を強制してはならない」という条文はあっても、12年刑訴法第118条に被疑者の回答義務を規定した条文もあるため、これらを合わせて運用上「拷問による供述強要の禁止」の意味になっていると言える。

4. 結びにかえて

ここまで12年刑訴法で、条文の文言上初めて認められた中国の自己負罪拒否特権について見てきた。その結果、中国には回答義務に関する条文も存在しており、そちらと合わせると事実として「拷問による供述強要の禁止」の規定と同等の意味しか持たないという実務運用がされていることが明らかとなった。もちろん、自己負罪拒否特権に関する事例を1件しか確認しておらず、しかも権力闘争の側面がある事例を用いており、常にこのような解釈がなされるとは断言できない。しかし、例え1件であっても「自己負罪拒否特権の条文は、運用上、拷問による自供強要の禁止の規定と同等の意味となる」という結果が出ていることは重要である(註41)。その意味で、薄熙来裁判という権力闘争の側面のある事例であることを理由に、当該自己負罪拒否特権に関する事例は「特殊なケースであり、今後の参考にするべきではない」としてはならない。

また、起訴事実を全面否認していたはずの薄熙来が、取り調べの最中に自筆で証拠となる資料を作成することも考えにくい。ここから、やはり権力闘争のため、結論が先にあり、その結論に合うように裁判が進行したとも考えられる(註42)。そうすると、やはり12年刑訴法の下でも、中国の法運用はいわゆる西側諸国とは異なっている(2.2.以降は、これを「中国的な法の基礎理論」と呼んだ)と評価できる。そうすると、法律の運用実態も含めると、やはり12年刑訴法の下でも人権保護が重視されているとは評価できず、「条文の文言を、西側諸国式に解釈してはならない」と言える。また、3.1で述べたように、既に拷問禁止の規定があるにも関わらず、「何人に対しても自己が有罪であることの証明を強制してはならない」という条文を加え、新条文の実務運用が拷問の禁止でしかないのなら、なぜ新条文を作成したのかという問題が生じる。中国は、外国からの圧力をかわすため「とりあえず」外国にある条文と同等に見える規定を置き、運用でそれを死文化させることがある(註43)。つまり、この自己負罪拒否特権の規定も、中国が人権配慮を行っている外国に見せるためだけの規定である可能性がある。この場合、社会の実態を変えるつもりはないというのが中国共産党政権の意思と評価できる。

付論. 12年刑訴法第50条に関する事例

3.2で12年刑訴法第50条に関する事例は2016年5月1日現在で7件公開されていると述べた。このうち自己負罪拒否特権に関する事例は薄熙来裁判のみだが、日中双方で12年刑訴法第50条に関する事例研究がいまだないことから、資料提供のために、ここでは付論として、その他の12年刑訴法第50条に関する他の事例を見ておきたい。

薄熙来裁判以外の12年刑訴法第50条に関する事例は、その全てが違法収集証拠排除の原則について言及したものである。このうち5件の事例は、弁護人側が「違法収集証拠であり、その証拠は排除されなければならない」と述べたのに対し、人民法院は「違法収集証拠とは認められず、証拠として採用できる」と一言述べ、有罪を認定している(註44)。そして、残り1件の事例では弁護人側は「証拠は違法に収集されたものであり、法に基づきこれらの証拠は排除されなければならない」と述べたのに対し、人民法院は「証拠は不実であり、被告人を無罪とする」とした(註45)。

結論としては、公開されている事例の範囲内では12年刑訴法第50条を用いて違法収集証拠であるため提出された証拠を排除するという結果は見受けられない。公開されている事例からは、弁護人側が何を根拠に提出されている証拠が違法収集証拠であると主張したのか不明であるし、人民法院が何を根拠に違法収集証拠ではないとしたのかも不明である。しかし、1件も違法収集証拠であるとの認定がなされていない点は、自己負罪拒否特権が法運用上死文化されている点と併せて注目に値すると言える。

註

- (1) 松尾浩也「中華人民共和国刑事訴訟法改正について」『刑事法ジャーナル』(35号) 成文堂、2013年、5頁。
- (2) 田口守一『刑事訴訟法』(第5版) 弘文堂、2009年、126頁。
- (3) 池田修=前田雅英『刑事訴訟法講義』(第2版) 東京大学出版会、2006年、158頁。
- (4) 金光旭「中国の視点からみた中国刑事訴訟法の改正」『刑事法ジャーナル』・前掲註誌(1)9頁。また、陳光中、何琳(訳)「刑事訴訟における法制度構築の重大な進歩」『刑事法ジャーナル』・前掲註誌(1)43頁も同趣旨。
- (5) 石塚迅『「人権」条項新設をめぐる『同床異夢』—中国政府・共産党の政策意図、法学者の理論的試み—』アジア法学会(編)、安田信之=孝忠延夫(編集代表)『アジア法研究の新たな地平』成文堂、2006年、350頁。
- (6) 宇田川幸則「中国」鮎京正訓(編)『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、2009年、24頁。高見沢磨=鈴木賢[ほか]『現代中国法入門』(第7版) 有斐閣、2016年、110頁など。
- (7) 宇田川幸則・前掲註(6)24頁。高見沢磨=鈴木賢[ほか]・前掲註(6)110頁など。
- (8) 呉祖謀(主編)『法学概論(2005年版)』(全国高等教育自学考试指定教材) 中国・武漢大学出版社、2005年、75頁。徐行「現代中国における司法による法形成の現状と改革—日本との比較の視点から」『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』(14号) 北海道大学大学院法学研究科、2007年、37頁。
- (9) 徐行・前掲註(8)49頁。
- (10) 王国枢(主編)『刑事訴訟法学』(第5版) 中国・北京大学出版社、2013年、12頁。
- (11) 李衛東(主編)『新編刑事訴訟法教程』中国・中国檢察出版社、1996年、14頁。陳衛東(主編)『刑事訴訟法』(第4版) 中国・中国人民大学出版社、2014年、24頁。
- (12) 龍宗智=楊建広(主編)『刑事訴訟法』(第4版) 中国・高等教育出版社、2012年、58頁。李衛東・前掲註(11)14頁。
- (13) 張子培(主編)『刑事訴訟法教程』(高等学校法学試用教材) 中国・群衆出版社、1982年、32頁。龍宗智=楊建広・前掲註(12)58頁。
- (14) 董必武「論加強人民司法工作」王玉明(主編)『毛沢東法律思想庫』中国・中国政法大学出版社、1993年、474頁(初出は1953年4月11日第2回全国司法會議)。
- (15) 彭真「關於七個法律草案的說明」吳宏耀=種松志(主編)『中国刑事訴訟法典百年(中冊)』中国・中国政法大学出版社、2012年、864頁(初出は1979年6月26日第5回全国人民代表大会第2回會議)。
- (16) 王玉明・前掲註書(14)473頁。
- (17) アムネスティ・インターナショナル『中国の人権—政治的弾圧と人権侵害の実態』明石書店、1996年、107頁。

(18) 福島正夫『中国の法と政治—中国法の歴史・現状と理論』日本評論社、1966年、1~2頁。

(19) 石塚迅『中国における言論の自由—その法思想、法理論および法制度—』明石書店、2004年、20~22頁。

(20) 福島正夫・前掲註(18)1~2頁。

(21) 周恩来「人民政協共同綱領草案的特点」中共中央文献研究室(編)『建国以来重要文献選編(第一冊)』中国・中央文献出版社、2011年、14頁(初出は1949年9月21日~30日中国人民政治協商会議第1回全体會議)。なお、日本語では、高橋孝治「中国における劇場の法律観という試論—加藤隆則著『中国社会の見えるない掟』に描かれた張曉麗事件を素材にして—」『北東アジア研究』(27号) 島根県立大学北東アジア地域研究センター、2016年、93~94頁を参照。

(22) 甲斐克則=劉建利(編訳)『中華人民共和国刑法』成文堂、2011年、16頁。

(23) 西村幸次郎(編)『現代中国法講義』(第3版) 法律文化社、2008年、232~233頁。鈴木賢「中国における市場化による『司法』の析出—法院の実態、改革、構想の諸相—」小森田秋夫(編)『市場経済化の法社会学』有信堂高文社、2001年、274~275頁。

(24) 譚世貴(主編)『刑事訴訟法学』中国・法律出版社、2009年、45頁。陳衛東・前掲註(11)26頁。

(25) 陳衛東・前掲註(11)26頁。

(26) 陳衛東・前掲註(11)26頁。譚世貴・前掲註(24)45頁。

(27) 田口守一=張凌「中華人民共和国新旧刑事訴訟法対照」『比較法学』(31巻1号) 早稲田大学比較法研究所、1997年、347頁も同様に述べる。

(28) デービッド・マタス=デービッド・キルガー、桜田直美(翻訳)『中国臓器狩り』アスペクト、2013年、85~89頁。

(29) 陳衛東・前掲註(11)27頁。

(30) 高橋孝治・前掲註(21)94頁。

(31) 石塚迅・前掲註(5)349頁。

(32) 「【資料】中華人民共和国刑事訴訟法」『刑事法ジャーナル』・前掲註誌(1)62頁。

(33) 松尾浩也・前掲註(1)7頁。

(34) 高見沢磨=鈴木賢[ほか]・前掲註(6)313頁。

(35) 龍宗智=楊建広・前掲註(12)281頁。

(36) 中国最大の法律情報検索の有料ウェブサービス「北大法意」によった。ホームページアドレスは <http://www.lawyee.net/> (2016年5月1日検索)。また、本稿で用いている案例の内容は全て同ホームページで閲覧したものである。

(37) 長友昭「治安・犯罪」一般社団法人中国研究所(編)『中国年鑑2014』毎日新聞社、2014年、243頁。

(38) 中国の裁判は基本的に二審制であり、第二審が終審である。そして、第一審判決に不服があり、上級の裁判所に提訴することを「上訴」という。

(39) 劉志偉 (編)『刑事訴訟法一本通—中華人民共和国刑事訴訟法総成』(第8版) 中国・法律出版社、2013年、108頁。中国では、非公開の内部規則で犯罪の処罰などが行われていることがあるとの指摘がある(小口彦太『現代中国の裁判と法』成文堂、2003年、115頁)。その意味では、「公開されている範囲では、このような司法解釈は存在しない」という表現の方がより正確であると言える。

(40) 田中信行「薄熙来と中国法の失われた10年」『中国研究月報』(67巻9号) 一般社団法人中国研究所、2013年、29頁。

(41) なお、シンポジウム「中国におけるガバナンス改革の現状と課題」(2014年7月26日北海道大学にて開催)での鈴木賢(北海道大学教授(当時)、研究領域:中国法)の言葉を借りれば、「1000件に1件、1万件に1件であっても、妙な裁判結果が出ればその1件でその条文は死ぬ」とも表現できる。

(42) 中国の裁判には「先定後審(先に決定してから、審理に入る)」と呼ばれる独特な現象が存在している。これは、裁判を行う前に既に判決の内容が決定しており、当事者や弁護人は口を動かすだけの役者であるという意味である。鈴木賢「中国法の思考様式—グラデーションの法文化—」アジア法学会(編)、安田信之=孝忠延夫(編集代表)・前掲註書(5)323頁。鈴木賢「人民法院の非裁判所的性格—市場化に揺れる法院の動向分析—」『比較法研究』(55号) 比較法学会・有斐閣、1993年、179頁。

(43) 例えば、外国からの圧力もあり、中国は1997年の刑法大改正で、罪刑法定主義を規定したかのような条文を導入したが、結局罪刑法定主義に則った法運用はなされていない。坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運(2・完)—近代法の拒絶と受容—」『北大法学論集』(52巻4号) 北海道大学大学院法学研究科、2001年、1232頁、1268頁。

(44) 南陽市宛城区人民法院2013年10月22日判決=(2013) 南宛刑初字第9号、広東省広州市中級人民法院2014年3月25日判決=(2014) 穗中法刑二終字第158号、四川省樂山市金口河区人民法院2014年6月5日判決=(2014) 金口刑初字第4号、山東省済州市中級人民法院2015年1月21日判決=(2015) 荷刑二終字第7号、江西省上饒市信州区人民法院2016年2月3日判決=(2015) 信刑初字第345号の5件である。

(45) 浙江省高級人民法院2013年3月26日判決=(2013) 浙刑再字第2号。

※本稿初稿提出後に、拙稿・高橋孝治「中国における人権問題の最近の動向—2015年頃の刑事拘束を中心として」(『葦牙』(42号) 同時代社、2016年、92~105頁収録)が公開された。中国の刑事法と人権問題について、本稿と併せてこちらもご覧いただきたい。

筆者の研究分野: 比較法・中国法、中国社会を素材にした法社会学

JALISA活動日誌

2016年

7月	21・22日	ICHRP総会参加
	23・24日	ICPRP参加
	29日	日本国際法律家協会・第4回理事会
8月	3日	COLAP執行部スカイプミーティング
	25日	COLAP日本実行委員会発足
	29日	刑訴法改悪反対8団体会合
9月	8日	平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会
	12日	日本国際法律家協会・事務局会議
	16日	日本国際法律家協会・第5回理事会
	27日	刑訴法改悪反対8団体会合

今後の予定

10月	1日	平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会
	15・16日	NUPL総会(フィリピン・アルバイ)
	17~19日	フィリピンでの超法規的殺人の調査
11月	12~14日	人権規約50周年集会、IADL BUREAU(ボルトガル・リスボン)
	18日	日本国際法律家協会・第6回理事会
12月	2日	IADL南シナ海専門家会議(ローマ、予定)
	10日	日本国際法律家協会・総会
2017年		
1月	6~8日	平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会
	16日	COLAP第1回執行部会(東京)
2月下旬	~3月	マーシャルツアー

編集後記

今号のインタージュリストでも、第6回アジア太平洋法律家会議やそこで発足したアジア太平洋法律家協会関連のニュース等を紹介させていただきました。次号以降も引き続き、関連ニュースや同会議でなされた各国の報告のペーパー(和訳)等を順次紹介する予定です。

編集長に就任してから一年半以上が経ちました。この間、会員や理事の皆さまからアドバイスをいただきながら、会員にとって魅力的な機関誌とは何か、ということを考えてまいりました。その中で、国内の状況については他の法律家団体等も機関誌で取り扱っていますし、JALISAの設立目的からすると、やはりインタージュリストには、関連する国際法や外国法の状況、および海外の法律家に関する動き等をアクチュアルな話題として紹介することが一番求められているのではないかと再認識するにいたりました。会員の皆さまからの積極的な投稿もお待ちしております。今後ともよろしくお願い申し上げます(清末愛砂)。